別冊

三重県企業庁経営計画（仮称）

（平成29年度～平成38年度）

（中間案）

平成２８年１２月

三重県企業庁

目次

第１章　策定の趣旨
１　目的　・・・・・　３
２　計画の位置づけ　・・・・・　３
３　計画期間　・・・・・　３

第２章　経営の基本
１　経営理念（存在意義）　・・・・・　４
２　ビジョン（将来の状態）　・・・・・　４
３　ミッション（使命・担うべき役割）　・・・・・　４
４　経営にあたっての行動基軸　・・・・・　４

第３章　各事業の現状と課題
１　水道用水供給事業　・・・・・　５
（１）事業の概要　・・・・・　５
（２）今後の見通しと課題　・・・・・１３
２　工業用水道事業　・・・・・１６
（１）事業の概要　・・・・・１６
（２）今後の見通しと課題　・・・・・２４
３　電気事業　・・・・・２６
（１）事業の概要　・・・・・２６
（２）今後の見通しと課題　・・・・・３０
４　各事業共通の概要（各事業の展開を支える取組）・・・・・３１
（１）取組状況　・・・・・３１
（２）今後の見通しと課題　・・・・・３３

第４章　事業別の展開
１　水道用水供給事業　・・・・・３４
（１）経営目標　・・・・・３４
（２）経営目標達成に向けた取組　・・・・・３４
（３）成果指標　・・・・・３８
（４）投資・財政計画　・・・・・３９
２　工業用水道事業　・・・・・４５
（１）経営目標　・・・・・４５
（２）経営目標達成に向けた取組　・・・・・４５
（３）成果指標　・・・・・４８
（４）投資・財政計画　・・・・・４９

３　電気事業　・・・・・５６
（１）経営目標　・・・・・５６
（２）経営目標達成に向けた取組　・・・・・５６
（３）成果指標　・・・・・５７
（４）投資・財政計画　・・・・・５７
４　各事業共通の展開（各事業の展開を支える取組）・・・・・５９
（１）経営目標　・・・・・５９
（２）経営目標達成に向けた取組　・・・・・５９
（３）活動指標　・・・・・６３

第５章　計画の推進
１　進行管理　・・・・・６４
２　外部からの意見聴取　・・・・・６４

第１章　策定の趣旨

１　目的

企業庁では、時代の様々な変化に的確に対応した経営の方向性を示す「経営計画」を策定し事業を運営してきました。特に、平成１９年度からは１０年間の経営の道筋を示す「三重県企業庁長期経営ビジョン」（平成１９年１１月策定）及びその実行計画となる「中期経営計画」に基づき、市町村合併により一市供給地域となった水道用水供給事業の市水道事業への一元化や水力発電事業の民間譲渡など、抜本的な経営改善に取り組みながら事業を推進してきました。

平成２７年１０月に策定された「三重県人口ビジョン」において人口が大きく減少していくと示されるなど、今後、給水人口や給水量が減少し続けることが見込まれるとともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要がますます増大する中で、東日本大震災の経験から更なる震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化が生じています。

国においても、地方公営企業の運営に関し、サービス提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等、経営を取り巻く環境が厳しさを増しつつあることから、各地方公営企業において中長期的な視野に基づく計画的な経営のために、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上などに取り組む必要があるとしています。

こうした状況にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして「三重県企業庁経営計画」（仮称）を策定するものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、三重県の戦略計画「みえ県民力ビジョン」を着実に推進していくための企業庁としての実行計画として位置づけます。

また、総務省から策定を要請されている中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」及び厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」の推進のため水道事業者等が策定することとされている「水道事業ビジョン」としても位置づけることとします。

３　計画期間

経営を取り巻く環境が今後ますます厳しい方向へ変化していくことが予想される中、将来にわたり健全で安定した経営を実現していくため、今後３０年から４０年程度先までの経営を見通したうえで、平成２９年度から平成３８年度までの１０年間の計画とします。

第２章　経営の基本

１　経営理念（存在意義）

公共性と経済性を両立させたうえで、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献します。

２　ビジョン（将来の状態）

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業

３　ミッション（使命・担うべき役割）

◇「安全」で「安心」できるサービスを提供

・製品、サービス、システムなど、経営に関する全ての品質を高め続けていきます。
・県民が必要とするときに、確実にサービスが提供できる事業運営を行います。

◇「強靭」な体制で「持続」してサービスを提供

・施設を適切に管理します。
・大規模地震等による被災を最小限にとどめ、被災した場合でも迅速に復旧できるよう、災害に強い体制を構築します。
・人材育成や危機管理体制の充実など経営基盤を強化します。
・時代や環境の変化に的確に対応し、将来にわたり健全で安定した経営を行います。
・次世代に資産や技術を確実に継承していきます。

４　経営にあたっての行動基軸

○信頼とパートナーシップの構築

・市町、ユーザー、民間事業者など関係者との信頼を深め、パートナーシップのもと業務を推進します。

○コンプライアンスの推進

・法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、公正・誠実に業務を遂行し、説明責任を果たすことによって県民の信頼に応えていきます。

○健全な経営

・独立採算性の原則のもと、効率的で効果的な健全経営を行います。

○絶え間なく検証・改善

・常に最適な状態をめざし、絶え間なく検証・改善し続けます。

○環境保全と社会貢献

・事業活動を通じ、環境保全や社会貢献活動に積極的に取り組みます。

第３章　各事業の現状と課題

１　水道用水供給事業

（１）事業の概要

ア　沿革

三重県の水道用水供給事業は、市町の水需要の増加に伴う水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和４３年に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業、伊賀水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

その後、事業統合や拡張事業を実施するとともに、平成２２年４月に伊賀水道用水供給事業を、平成２３年４月に南勢志摩水道用水供給事業（志摩系）を市水道事業へ一元化しました。

現在は、北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の２事業を運営し、県内２９市町のうち１８市町に水道用水を供給しています。

給水能力は日量４２万９，３６６㎥、平成２７年度の年間給水量は7，１８7万６千㎥であり、１８受水市町の水道使用量の約３６％（平成２６年度）、県全体の水道使用量の約２８％（平成２６年度）に相当しています。

三重県水道用水供給事業　　平成 28 年 4 月 1 日現在

事業名		水　源	浄水場	給水能力（㎥／日）	給水対象市町
北中勢水道用水供給事業	北勢系	木曽川総合用水（岩屋ダム）	播磨	80, 300	四日市市、桑名市、鈴鹿市、木曽岬町、朝日町、川越町
		三重用水	水沢	51, 000	四日市市、鈴鹿市、菰野町
		長良川（長良川河口堰）	播磨	18, 000	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、木曽岬町、菰野町、朝日町、川越町
	中勢系	雲出川(君ケ野ダム)	高野	81, 416	津市、松阪市
		長良川（長良川河口堰）	大里	58, 800	津市、松阪市
南勢志摩水道用水供給事業		櫛田川(蓮ダム)	多気	139, 850	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町
計			5か所	429, 366	計 18市町

イ　給水量の推移

直近１０年間の給水量は、平成２１年度に伊賀市及び亀山市へ給水を開始したことにより増加しましたが、平成２２年度に伊賀市水道事業へ、平成２３年度に志摩市水道事業へ一部水道用水供給事業を一元化したことにより減少しました。また、平成２１年度以降の給水量の推移については、受水市町の水源状況等により変動があるものの、横ばいから減少傾向となっています。

水道用水供給事業の給水能力は市町から要請された一日最大給水量（基本水量）に基づき整備していますが、市町の水需要の低迷により、施設利用率（一日平均給水量／一日給水能力×１００）は全体で約４６％と低くなっています。

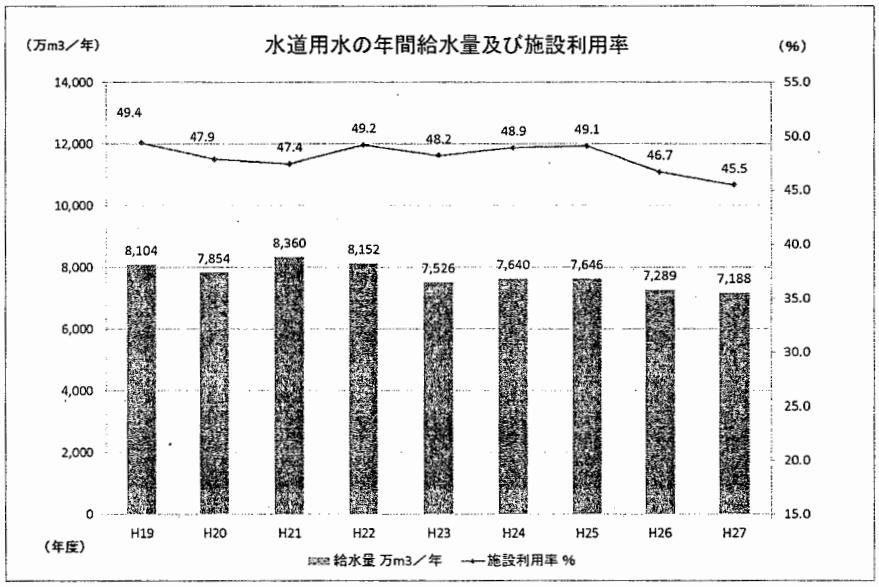

ウ　料金の推移と給水原価

料金は、水系別に基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用し、概ね５年を目処に改定しています。平成２２年度には、北中勢水道用水供給事業中勢系の雲出川水系と長良川水系の基本料金を統合化するとともに、全水系の使用料金を平準化しています。

また、内部留保資金を活用して、企業債の繰上償還や建設改良費に充当し支払利息を軽減するなど、料金の低減化に努めています。しかし、事業全体として、他の事業体に比べて用水供給地域が広範囲かつ水源から遠く、地形的にも起伏があるため、施設整備費が割高になることや施設利用率が低いことから、給水原価は全国平均と比較して高い状態となっています。

各水系の料金の推移

（単位：円）

<table>
<tr><th rowspan="3">項目
年度</th><th colspan="12">北中勢水道</th><th rowspan="3">南勢志摩
水道</th><th rowspan="3"></th></tr>
<tr><th colspan="4">中勢系</th><th colspan="8">北勢系</th></tr>
<tr><th colspan="2">雲出川水系</th><th colspan="2">長良川水系</th><th colspan="2">木曽川用水系</th><th colspan="2">三重用水系</th><th colspan="2">長良川水系</th><th colspan="2">長良川水系
（亀山市）</th></tr>
<tr><th>平成</th><th>基本</th><th>使用</th><th>基本</th><th>使用</th><th>基本</th><th>使用</th><th>基本</th><th>使用</th><th>基本</th><th>使用</th><th>基本</th><th>使用</th><th>基本</th><th>使用</th></tr>
<tr><td>19</td><td rowspan="3">470</td><td rowspan="3">39</td><td rowspan="3">2030</td><td rowspan="3">39</td><td rowspan="3">680</td><td rowspan="3">39</td><td rowspan="3">3300</td><td rowspan="3">65</td><td rowspan="3">1400</td><td rowspan="3">39</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3">1290</td><td rowspan="3">39</td></tr>
<tr><td>20</td></tr>
<tr><td>21</td><td rowspan="2">3130</td><td rowspan="2">39</td></tr>
<tr><td>22</td><td rowspan="5">1000</td><td rowspan="5">39</td><td rowspan="5">1000</td><td rowspan="5">39</td><td rowspan="5">670</td><td rowspan="5">39</td><td rowspan="5">2930</td><td rowspan="5">39</td><td rowspan="3">2560</td><td rowspan="3">39</td><td rowspan="3">2750</td><td rowspan="3">39</td><td rowspan="5">1070</td><td rowspan="5">39</td></tr>
<tr><td>23</td></tr>
<tr><td>24</td></tr>
<tr><td>25</td></tr>
<tr><td>26</td></tr>
<tr><td>27</td><td rowspan="2">980</td><td rowspan="2">39</td><td rowspan="2">980</td><td rowspan="2">39</td><td rowspan="2">700</td><td rowspan="2">39</td><td rowspan="2">1710</td><td rowspan="2">39</td><td rowspan="2">2300</td><td rowspan="2">39</td><td rowspan="2">2490</td><td rowspan="2">39</td><td rowspan="2">780</td><td rowspan="2">39</td></tr>
<tr><td>28</td></tr>
</table>

基本料金は、基本水量（一日最大給水量）1㎥あたりの月額、使用料金は、使用水量1㎥あたり
超過料金は、超過水量1㎥あたり180円

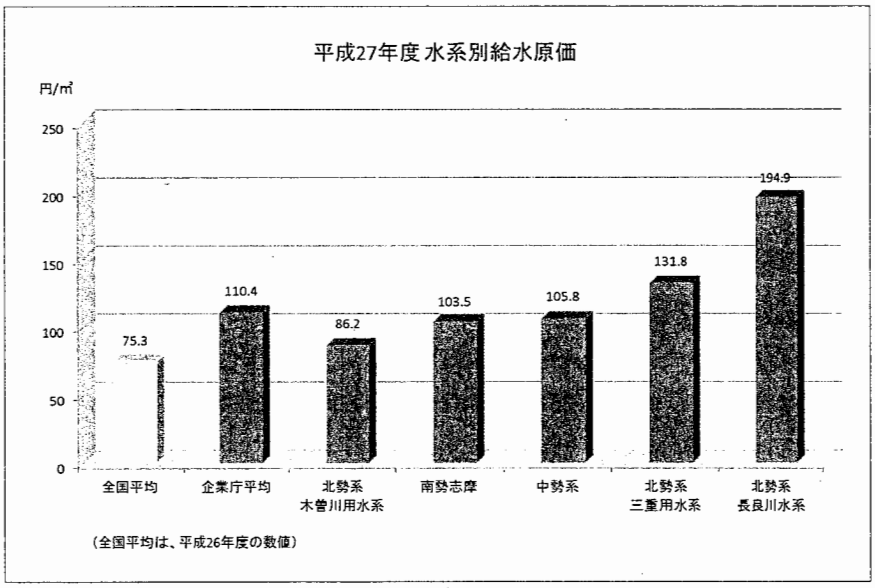

※給水原価＝｛経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入）｝÷有収水量
水道水を1㎥作るのに必要とする経費

エ　施設管理の状況

北中勢水道用水供給事業北勢系の2浄水場（播磨浄水場・水沢浄水場）については、北伊勢工業用水道事業の3浄水場とあわせて北勢水道事務所から遠方監視制御で運転を行い、中勢系については、中勢水道事務所（高野浄水場）から大里浄水場と管内の工業用水道を遠方監視制御で運転を行っています。また、全ての浄水場の運転業務を民間委託するなど、業務の効率化を図っています。

水道用水供給事業における浄水場等の技術管理業務の民間委託については、工業用水道事業に導入した包括的な民間委託の実績を踏まえ、コスト等も含めて総合的に判断した結果、水道に課せられた重い事業者責任を果たすとともに、緊急時には浄水場での企業庁職員による迅速な判断・対応が求められることから、包括的な民間委託は導入せず、従来どおり浄水場に当庁職員を配置したうえで運転監視等の業務を個別に民間委託する方針を決定し、施設管理を行っています。

高野浄水場中央監視制御盤の状況

オ　水質管理の状況

企業庁では、平成１５年度に設置した水質管理情報センターへ水質担当職員を集約することで水質管理や水質に関する調査・研究などの体制強化を図りました。

また、信頼性の高い水道用水を供給するため、「水安全計画」、「水質検査計画」の策定や水質検査の精度管理を実施することで、水源から分水（ユーザー）までの各過程において想定されるリスクの評価や水質の監視、対策を行い、より安全な水道用水を供給しています。

カ　施設整備の状況

浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化、耐用年数の経過した電気・機械設備の老朽化対策など、改良・更新工事を計画的に実施しています。

また、新たに伊賀市、亀山市、大台町へ供給するための建設・拡張事業に係る施設整備を行いました。

（ア）耐震化

浄水場などの主要施設については、平成２４年度までに伸縮目地の設置等を実施し、平成８～９年度の耐震簡易診断に基づく耐震化対策が完了しました。耐震化工事に着手して以降、平成２１年度に水道施設耐震工法指針が改定され、また、平成２３年の東日本大震災を受け新たに南海トラフ地震の波形が公表されました。このため、被災した場合、復旧に時間を要し、特に人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる浄水場について、平成２７年度から、あらためて最新の基準に基づき耐震詳細診断を行っています。

水管橋については、被災時に影響が大きい大口径の水管橋や、構造が複雑で応急復旧に長時間を要する水管橋６１橋を優先して耐震化を図っており、平成２７年度までに５９橋が完了しました。残りの２橋については関連する道路橋の耐震化にあわせて行うこととしています。

また、独立行政法人水資源機構が管理する木曽川用水施設等については、同機構が耐震化工事を進めています。

管路については、総延長（導水及び送水管路）約４３０ｋｍのうち耐震性を有しない継手の管路（A形継手、地盤の悪い地区に埋設されたＫ形継手）が４割程度あります。そのうち、大規模地震により液状化が想定され被害率が高い管路を優先して、耐震管に布設替えすることで管路の耐震化を進めています。

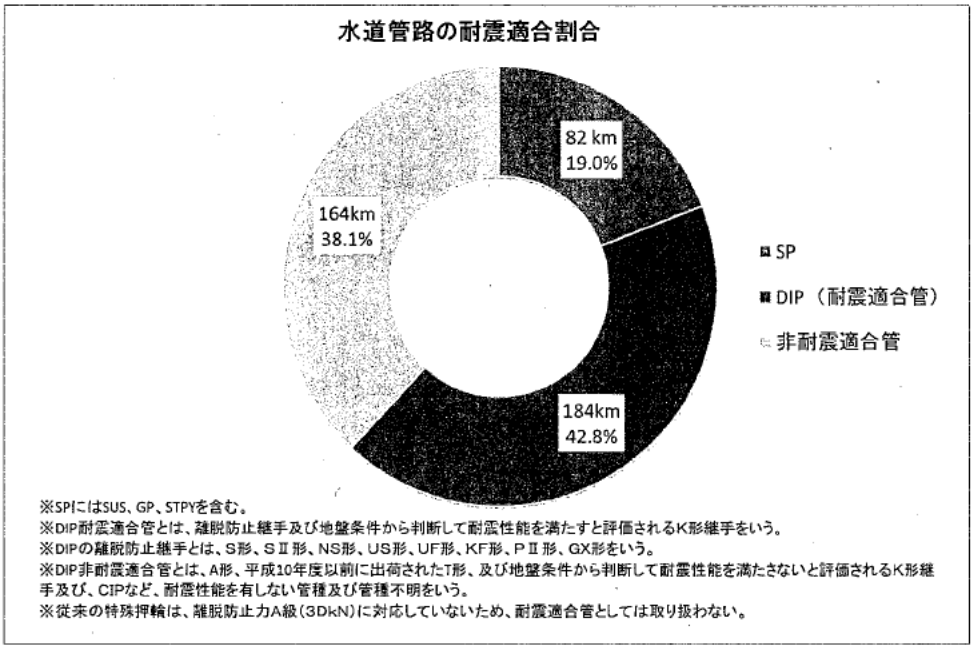

耐震補強工事の実施状況［櫛田川水管橋下部工］

（イ）老朽化対策

浄水場などの主要施設については、最も古いもので設置後４０数年経過していますが、法定耐用年数は６０年であり、老朽化対策の実施時期には至っておりません。

管路については、法定耐用年数４０年を超える管路が約６８ｋｍ（約１６％）あります。厚生労働省が提示している実績を踏まえた更新基準設定例（管路は実使用年数６０年～８０年）を参考にすると、老朽化対策として大規模な布設替えを実施する時期には至っておりませんが、埋設箇所の土質の影響で管の腐食が進行し、漏水が発生している区域において布設替えによる劣化対策を実施しています。

電気・機械設備については、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断して修繕・更新を行っています。

管路布設替えの状況

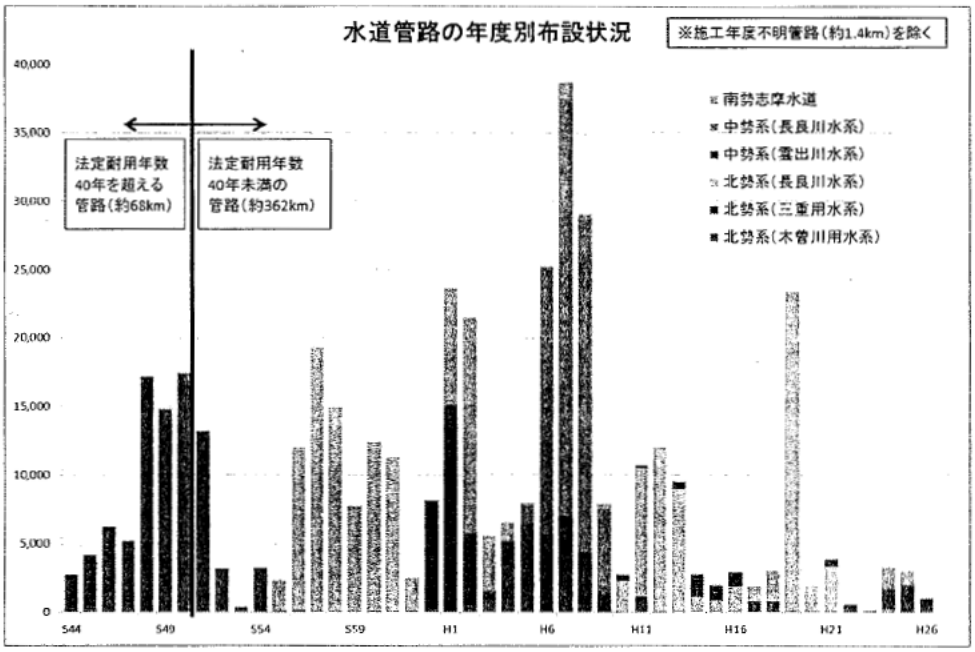

（ウ）拡張事業

北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）では、受水市町における給水計画の見直しを受け、本事業の上位計画である北部広域圏広域的水道整備計画を所管する県環境生活部において市町と協議し、平成２０年度に計画規模を日量１３１，１８４㎥から日量７６，８００㎥に縮小する同計画の改定を行いました。そのうえで、送水管等の施設整備を行い、平成２３

年４月から全部給水を開始しました。

なお、未整備となっている大里浄水場の凝集沈澱池等について、今後、整備することとしています。取水･導水施設については、同計画において整備目標を平成３０年度としてきましたが、平成２５年度に受水市町から整備時期の延伸要望を受け、県と市町で社会経済情勢など市町水道事業及び本事業を取り巻く状況に大きな変化が生じないことを前提に７年延伸（平成３２年度着工、平成３７年度供用開始）することで合意形成がなされました。

キ　財務の状況

市水道事業への一元化などの特別な事情を除くと毎年度の損益は黒字基調となっており、平成２７年度末において累積欠損金はありません。また、建設・拡張事業や耐震化・老朽化対策を計画的に実施する一方で、高金利企業債や水資源機構割賦負担金の繰上償還を行うなど長期債務残高の減少に努めました。その結果、自己資金も堅実に確保できており、経営の健全性は保たれています。

（ア）純損益の推移

純損益については、維持管理経費の節減によるコスト低減や、高金利企業債及び水資源機構割賦負担金の繰上償還による利息負担軽減等の経営改善の取組の結果、概ね１５億円前後で推移してきました。

なお、平成２２年度及び平成２３年度において、それぞれ伊賀市及び志摩市の水道事業への一元化に伴う特別損失の計上により純損失となっています。

また、平成２６年度は、会計基準の見直しに伴う特別利益の計上により、純利益が大きく増加していますが、平成２７年度は料金改定を反映した純利益となっています。

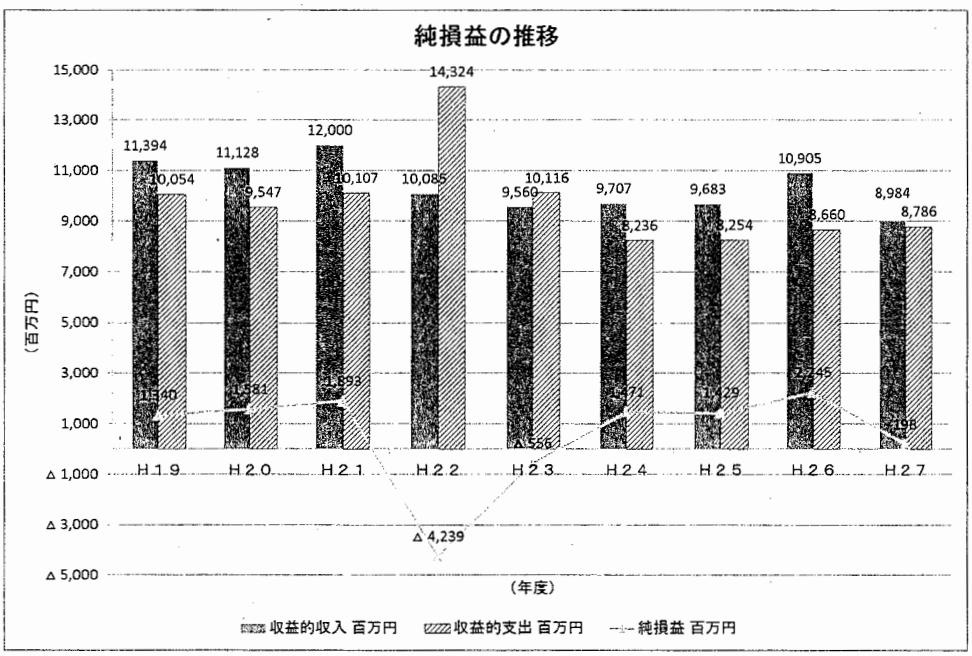

（イ）資本的支出の推移

資本的支出については、建設改良費において、耐震化や老朽化対策等の改良・更新工事を計画的に実施するとともに、建設・拡張事業として、平成２１年度までは伊賀広域水道建設事業、平成２２年度までは北勢広域水道拡張事業、平成２２年度から平成２６年度までは南勢水道拡張事業を実施してきました。

償還金については、利息負担軽減を図るため、高金利企業債及び水資源機構割賦負担金の繰上償還を計画的に実施してきたことから年々減少しています。

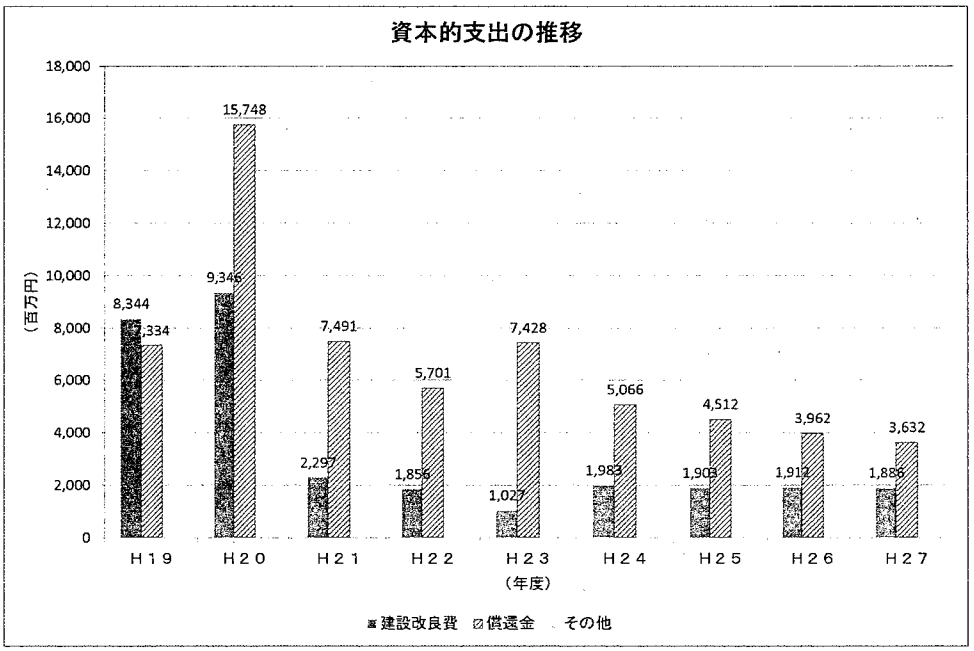

（ウ）長期債務残高の推移

長期債務残高については、新規企業債発行の抑制に努め、平成２３年度以降は建設改良に充当するための企業債を発行しなかったこと及び発行済みの高金利企業債について長期経営ビジョンの計画期間中に約６７億円の繰上償還を行ったことにより大きく減少しました。これらの取組により、平成１９年度に約６７０億円あった企業債残高は、平成２７年度末には約２５４億円に減少しました。また、水資源機構割賦負担金についても定期償還以外に繰上償還を行うことで、平成２６年度末には全額償還が完了しました。

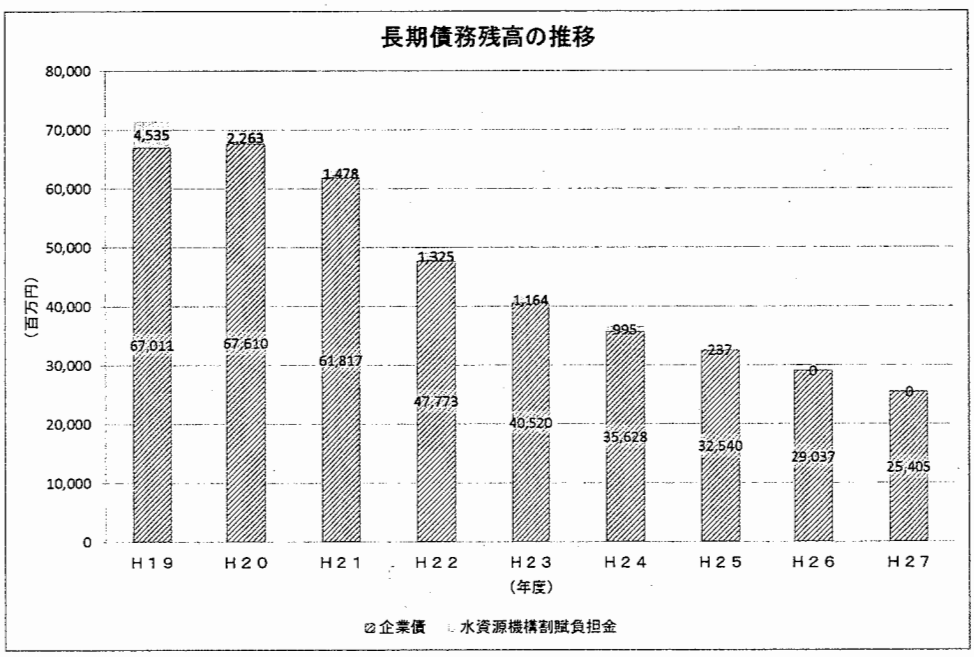

（エ）内部留保資金の推移

内部留保資金については、平成２０年度以降、改良・更新工事への内部留保資金の充当等により、平成２４年度まで概ね１３０億円前後で推移してきました。

一方、内部留保資金を充当した高金利企業債の繰上償還により、償還金が大きく減少したこと等から、平成２５年度以降は増加しており、平成２７年度末には約１６０億円となっています。

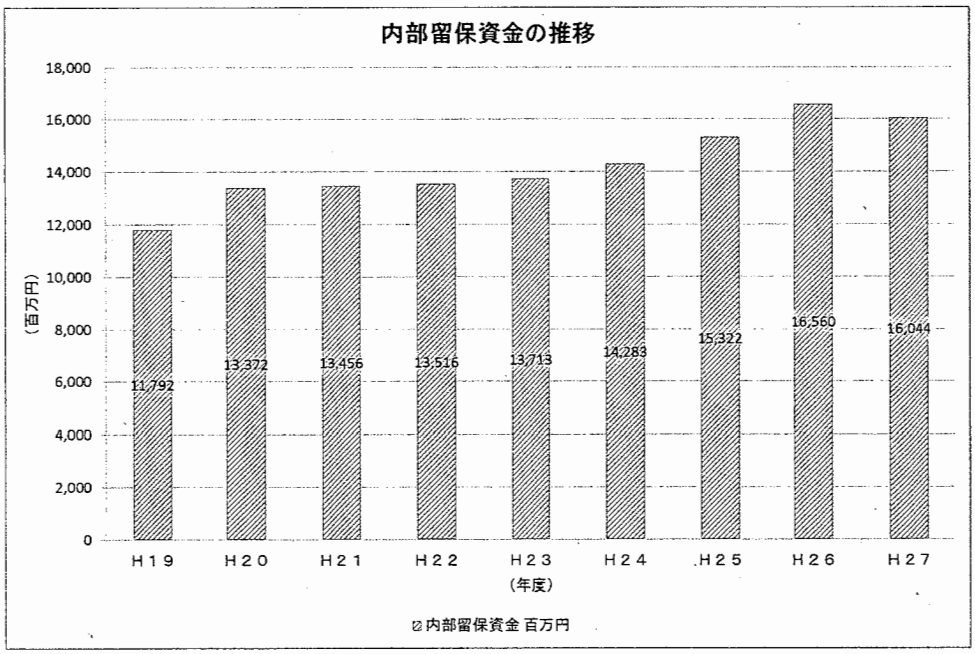

（２）今後の見通しと課題

今後の事業経営にあたっては、水道に対する県民ニーズや人口減少社会の到来による水需要の減少を踏まえたうえで、安全でおいしい水の供給、今後発生が予想される南海トラフ地震など大規模地震に備える耐震化、更新時期を迎える施設

の長寿命化を含めた老朽化対策、水道事業の広域連携等の合理的な運営の検討などを推進することで、効率的で健全な事業運営による「安全・安定」供給を実現する必要があります。

ア　安全でおいしい水の供給

三重県が実施した「水資源の確保と水道水の供給に関して」のアンケート結果（平成２７年度）では、県民が飲用水に求めるものとして、「水質の安全性」、「日常の安定供給」、「味、においの良さ」が上位となっています。

企業庁では、国が定めた水質基準を満足しているものの、少雨等、近年の気象変動で水源水質に季節的な変動があり、カビ臭等の苦情が寄せられています。また、油流出など水源の水質事故は近年減少傾向にあるものの、依然として発生しています。さらに、平成２７年に改定された水質基準（ハロ酢酸類の基準値強化）への対応が必要となっています。県民の水道に対するニーズに応え、安全でおいしい水を供給し続けるため、水質管理を徹底するとともに、原水の水質に応じた施設整備を図る必要があります。

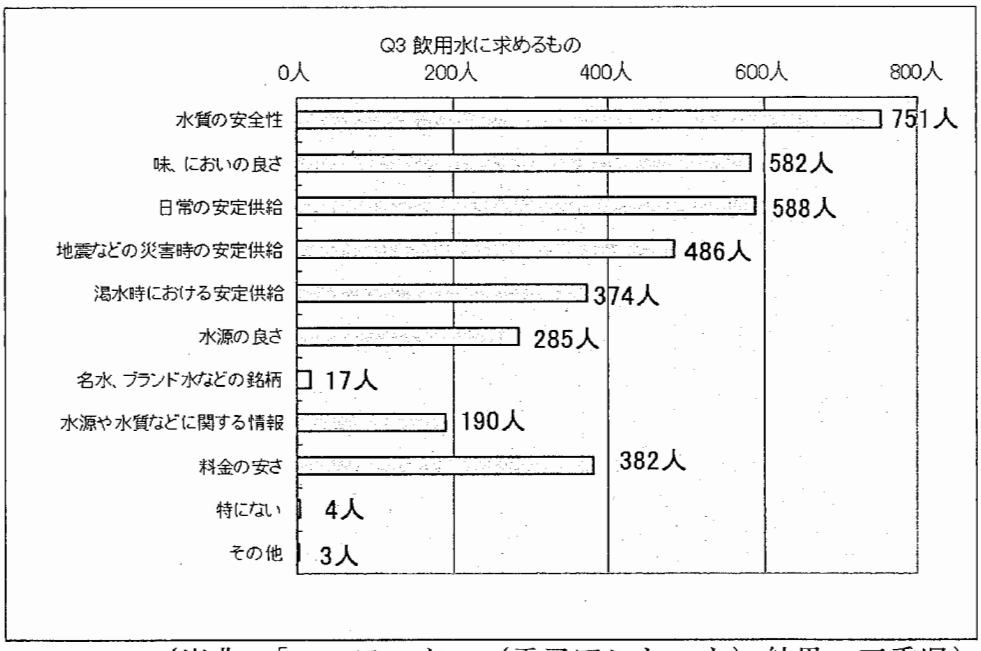

（出典：「ｅ－モニター（電子アンケート）結果」三重県）

イ　強靭な水道の構築

東日本大震災の教訓を踏まえ、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるとともに、設備の老朽化に伴う更新時期に対応するため、計画的に施設改良を推進する必要があります。

特に、浄水場の耐震化については、最新の基準による耐震詳細診断結果（平成２７～２９年度実施）を踏まえ必要な対策を実施するとともに、管路については優先度を考慮のうえ、引き続き耐震化を推進する必要があります。

老朽化対策については、主要施設及び管路等の更新時期は２０～３０年先となりますが、電気・機械設備については順次更新時期を迎えることから、施設の安

全性を踏まえつつ予防的な修繕等を実施することで機能の保全・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進し、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図っていく必要があります。

ウ　健全な事業運営の持続

三重県の人口は、人口減少への対策を講じた場合でも２０６０年には１４２万人程度と、少なくとも２割程度減少するものと推計されています（三重県人口ビジョン）。これに伴い、地域差はあるものの水道の給水量も減少することが見込まれます。

水道用水供給事業の供給量も同様に減少すると仮定すると、当面は現行の料金水準を維持できるものの、施設の耐震化や老朽化による更新などの施設改良に伴う費用負担も加わり、経営環境はより厳しさを増していくことが予想されます。

このため、施設改良にあたっては、アセットマネジメントの手法を活用して、今後４０年程度の更新需要や収支見通しのもと施設規模の適正化を考慮したうえで効率的・効果的に実施する必要があります。

また、これまで水道用水供給事業は、広域水道として市町の水道と一体的な機能を確保し、水道水の安定給水の一翼を担ってきましたが、今後はさらに受水市町と緊密な連携のもと、将来にわたり健全な事業運営を持続していくため、広域連携、官民連携、料金制度の最適化など、合理的な運営のための具体的な方策を検討していく必要があります。

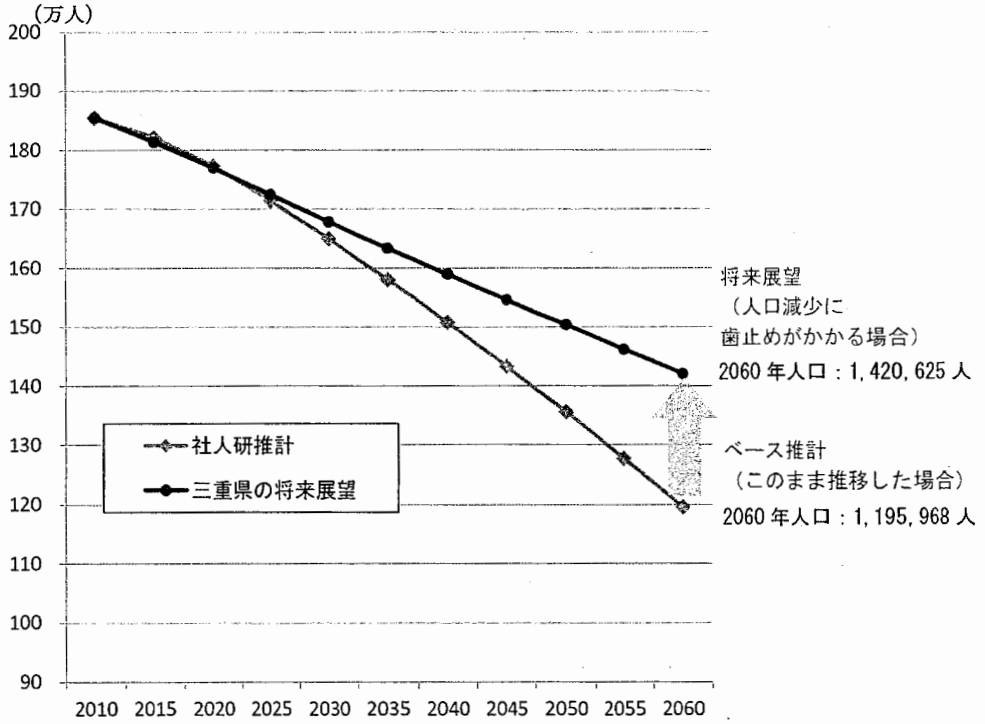

三重県の人口のベース推計と将来展望
（出典：「三重県人口ビジョン（平成２７年１０月）」三重県）

2　工業用水道事業

（１）事業の概要

ア　沿革

三重県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水の代替用水確保の必要性から、昭和３１年に四日市工業用水道（昭和３６年県土木部から北伊勢工業用水道として引継）の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第１期から第４期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和３８年には松阪工業用水道、昭和４６年には中伊勢工業用水道、昭和６１年には多度工業用水道の給水を開始しました。多度工業用水道については、唯一のユーザーの操業停止に伴い平成２８年４月に事業を廃止し、現在は、北伊勢工業用水道、中伊勢工業用水道及び松阪工業用水道の３事業を運営し、県内の９３社１０６工場に工業用水を給水しています。

給水能力は日量９１万１，５００㎥、平成２７年度の年間実給水量は１億５，６９３万㎥であり、県全体の工業用水需要量の約６３％（平成２６年度）に相当しています。

平成 28 年 4 月 1 日現在

事業名	水源	浄水場	給水能力（㎥／日）	契約水量（㎥／日）	給水区域	給水工場数
北伊勢工業用水道事業	長良川、三重用水	沢地	260, 000	726, 080	桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、朝日町、川越町	70社81工場
	員弁川	伊坂	180, 000			
	木曽川総合用水（岩屋ダム）	山村	(560, 000) 400, 000			
中伊勢工業用水道事業	雲出川（君ケ野ダム）	—	(50, 000) 33, 000	19, 910	津市	16社18工場
松阪工業用水道事業	櫛田川	—	38, 500	38, 500	松阪市	7社7工場
計		3か所	(1, 088, 500) 911, 500	784, 490		93社106工場

（注）給水能力の（　）は全体計画量を示します。

※契約水量（基本使用水量）：一日の各時間において使用する水量の最大量に24を乗じて得た一日あたりの水量

イ　給水量の推移

近年一部工場の新増設に伴う水需要の伸びがあるものの、節水技術や回収率の向上、産業構造の変化等による水需要の伸び悩みや工場撤退に伴う使用廃止に伴い、給水量は減少傾向となっています。

平成２８年度の給水能力に対する契約率は、北伊勢工業用水道事業で８６％、松阪工業用水道事業で１００％と高水準である一方で、中伊勢工業用水道事業では６０％と低調であり、多くの未契約水量を抱えています。

また、ユーザーから申込みのあった契約水量（基本使用水量）に応じて施設整備を行っていることから、原則として契約水量の減量を認めていません。このた

め、経済情勢の変化などにより一部ユーザーでは実際に使用する水量と契約水量とのかい離が大きくなっています。

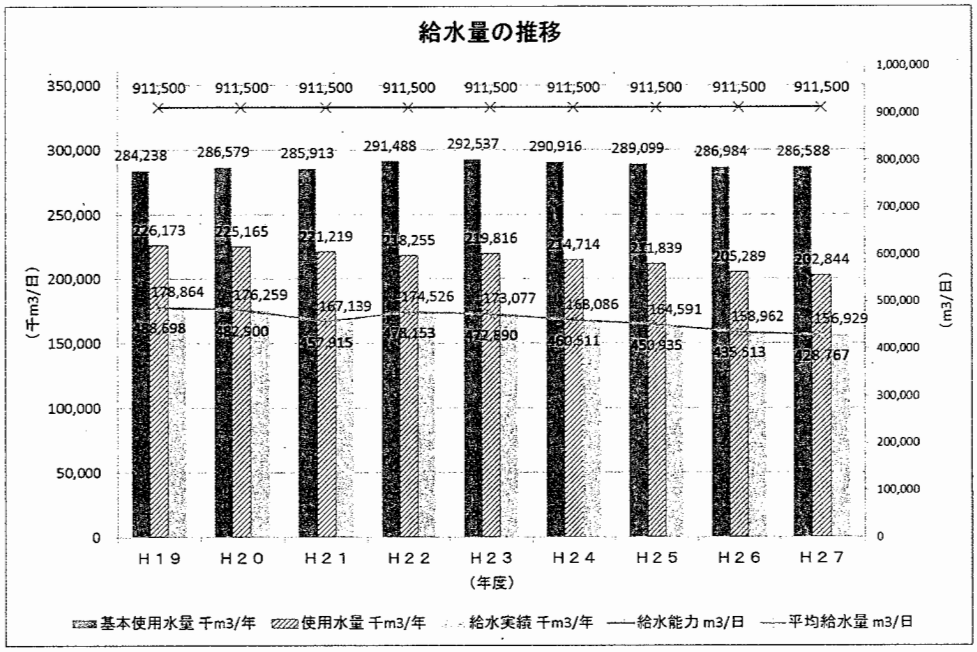

ウ　料金の推移

料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用し、概ね５年を目処に料金を改定することとしています。料金の額の算定は、ユーザーから申込みのあった契約水量（基本使用水量）の全部を使用したものとみなす責任使用水量制としています。また、ユーザーの節水努力や水使用合理化意識が負担軽減に反映されるように、休止水量を申し出ることでその分の使用料金を減額する料金制度としています。

ここ数年の料金については、内部留保資金を活用して、企業債の繰上償還や建設改良費に充当し支払利息を軽減するなど、料金の低減化に努めています。

給水原価は、ユーザーからの申し出に基づき料金算定の根拠となる使用水量ベースで１㎥あたり 23.3 円、実給水量ベースで 30.1 円であり、全国平均（30.0 円）と同等となっています。

工業用水道料金の仕組み

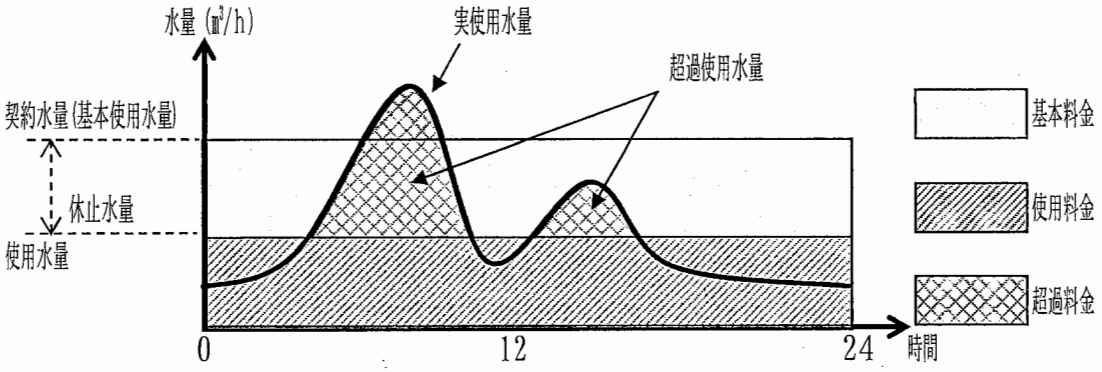

※契約水量（基本使用水量）＝時間最大使用水量×24
※使用水量＝基本使用水量－休止水量

各事業の料金の推移

（単位：円）

項目 年度	北伊勢工業用水道事業			中伊勢工業用水道事業			松阪工業用水道事業		
平成	基本料金	使用料金	超過料金	基本料金	使用料金	超過料金	基本料金	使用料金	超過料金
19	17.0	3.0	40.0	21.3	1.9	46.4	14.9	1.1	32.0
20									
21									
22	15.5	3.5	38.0						
23									
24									
25	14.5	4.0	37.0						
26									
27									
28									

基本料金は、契約水量（基本使用水量）１㎥あたり
使用料金は、使用水量（基本使用水量から休止水量を減じて得た水量）１㎥あたり
超過料金は、超過水量１㎥あたり

エ　施設管理の状況

北伊勢工業用水道事業の３浄水場及び北中勢水道用水供給事業北勢系の２浄水場の運転監視を集約し、北勢水道事務所から遠方監視制御により運転を行っています。

また、中伊勢及び松阪工業用水道事業は伏流水取水のため浄水場施設がなく取水･配水施設のみのため、事業開始の初期段階から中勢水道事務所で遠方監視制御により運転を行っています。

運転監視は、平成１５年度から順次業務を民間委託しており、平成２１年度からは個々に委託していた浄水場等の技術管理業務を一つに束ねた包括的な民間委託を導入し、導入効果を検証したうえで委託範囲を見直すなど民間活力の積極的な導入による業務の効率化を図っています。

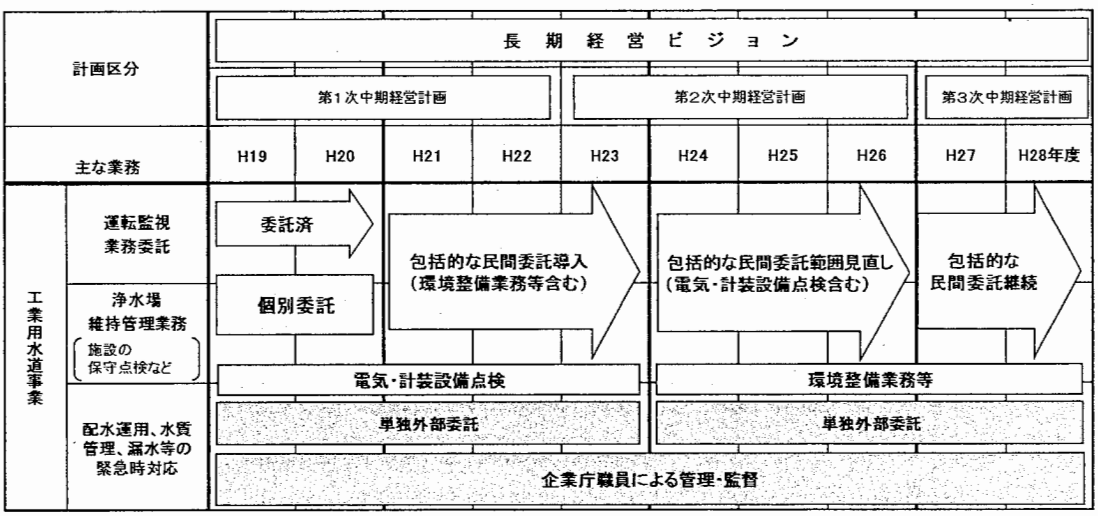

オ　施設整備の状況

浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化、耐用年数の経過した施設の老朽化対策など、改良・更新工事を計画的に実施しています。

また、企業からの新たな工業用水の需要に対応するため、配水管布設工事などを行い、平成１９年度から平成２８年度までの１０年間で、４０件の新規又は増量の給水を行いました。

（ア）耐震化

大規模地震による被害を最小限に抑えるため、重大な被害を及ぼすと思われる浄水場・ポンプ所などの主要施設や応急復旧に時間を要する内径 1000 ミリ以上の大規模水管橋の耐震化を優先して取り組んできました。

主要施設については、最新の耐震基準に基づき沢地浄水場、野代導水ポンプ所の耐震化を実施しており、残るのは山村浄水場と伊坂浄水場の耐震化となっています。

水管橋については、優先的に耐震化に取り組むこととした大規模水管橋３８橋のうち、河川改修等とあわせて実施する計画である４橋を除く３４橋の耐震化工事が完了しています。

また、独立行政法人水資源機構が管理する木曽川用水施設等については、同機構が耐震化工事を進めています。

管路については、総延長（導水、送水及び配水管路）約３５０ｋｍのうち、継手部の水密性の低いＰＣ管に対して、耐震性を有する鋼管（SP）を挿入する更生工事を実施してきましたが、依然として継手に耐震性を有しない一部のダクタイル鋳鉄管(DIP)、ＰＣ管及び鋳鉄管（CIP）が４割程度残っている状況です。

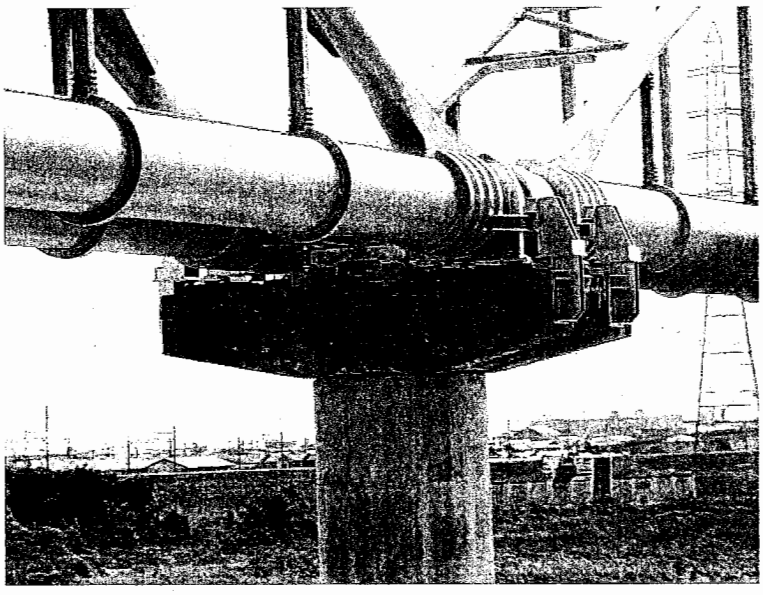

鈴鹿川第２水管橋の耐震補強

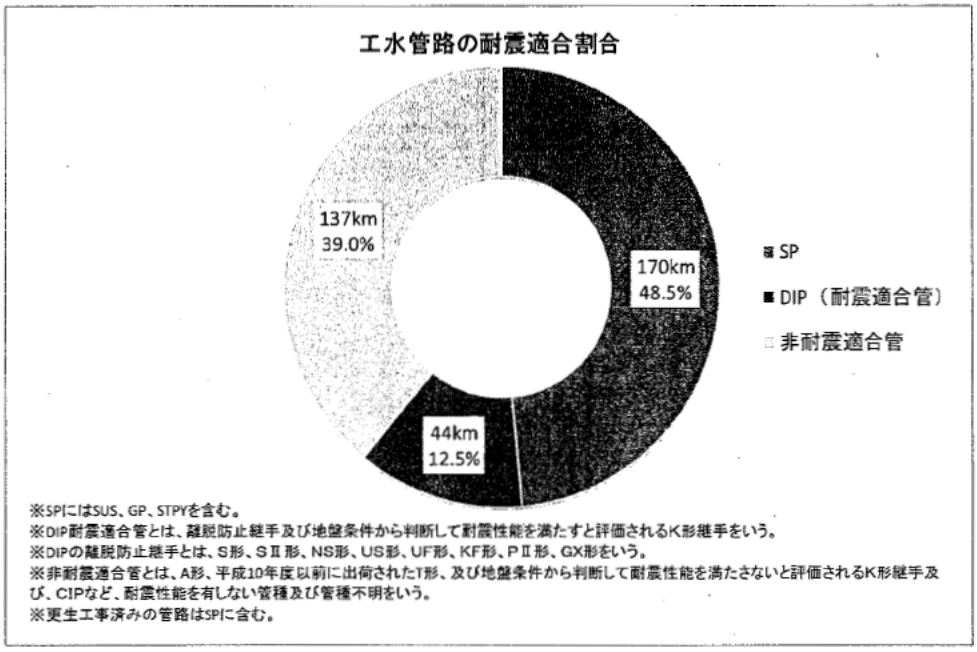

（イ）老朽化対策

浄水場などの主要施設については、耐震化工事とあわせて老朽化対策を実施しています。

管路については、継手部の水密性の低いＰＣ管の更生工事により老朽化対策を実施してきましたが、依然として法定耐用年数の４０年を超える管路が約４８％あります。１０年後には、約６４％が法定耐用年数を経過する管路となります。

電気・機械設備については、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断して修繕・更新を行っています。

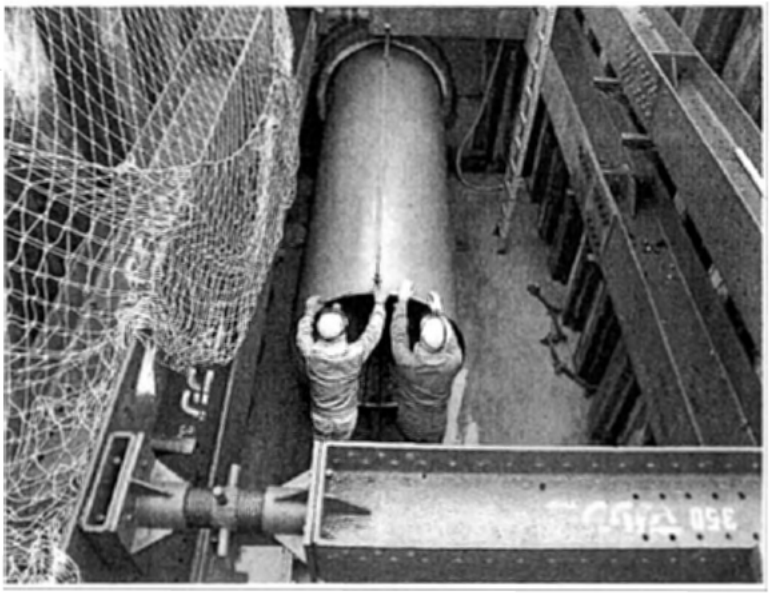

パイプインパイプ工法による管更生工事

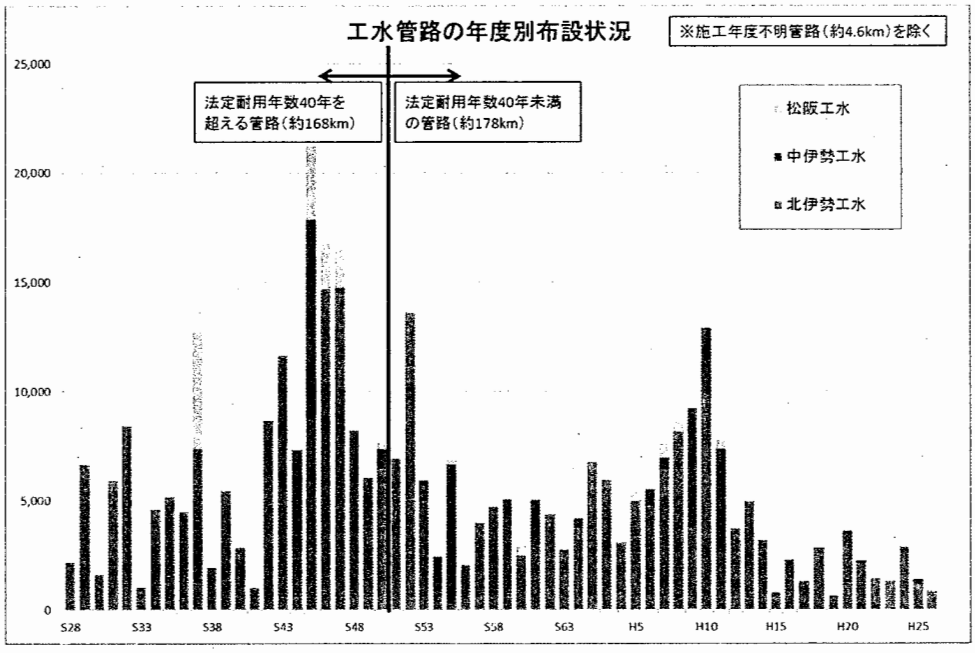

カ　施設規模の適正化への取組

北伊勢工業用水道事業では、これまで水質悪化や河川流況により取水が困難で維持していくことが非効率な水源を廃止することや、老朽化対策として配水管の布設替えを実施する際は現状の需要量に応じた適正な管径とすることなど、施設規模を縮小させています。

また、新たに中勢北部サイエンスシティ（津市）へ給水するため、専用配管の建設を行うには多額の費用を要することから、北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）の導水管の能力の余裕分（4,000 ㎥/日）を暫定的に利用し、施設の有効活用を図ることで、新たな投資を抑制しています。

一方、事業を廃止した多度工業用水道事業の水源（三重用水）については、北伊勢工業用水道事業の安定給水体制を強化する複数水源化のための水源としています。

キ　財務の状況

毎年度の損益は黒字基調となっており、平成２７年度末において累積欠損金はありません。また、建設改良事業において耐震化・老朽化対策を計画的に実施する一方で、高金利企業債や水資源機構割賦負担金の繰上償還を行うなど長期債務残高の減少に努めました。その結果、自己資金も堅実に確保できており、経営の健全性は保たれています。

（ア）純損益の推移

純損益については、給水量の減少傾向に伴い、給水収益も減少してきていますが、維持管理経費の節減によるコスト低減や、高金利企業債及び水資源機構割賦負担金の繰上償還による利息軽減等の経営改善の取組の結果、概ね５～１０億円の黒字で推移してきました。

なお、平成２６年度は多度工業用水道事業の減損処理により、収益的収入・支出が大きく増加しています。

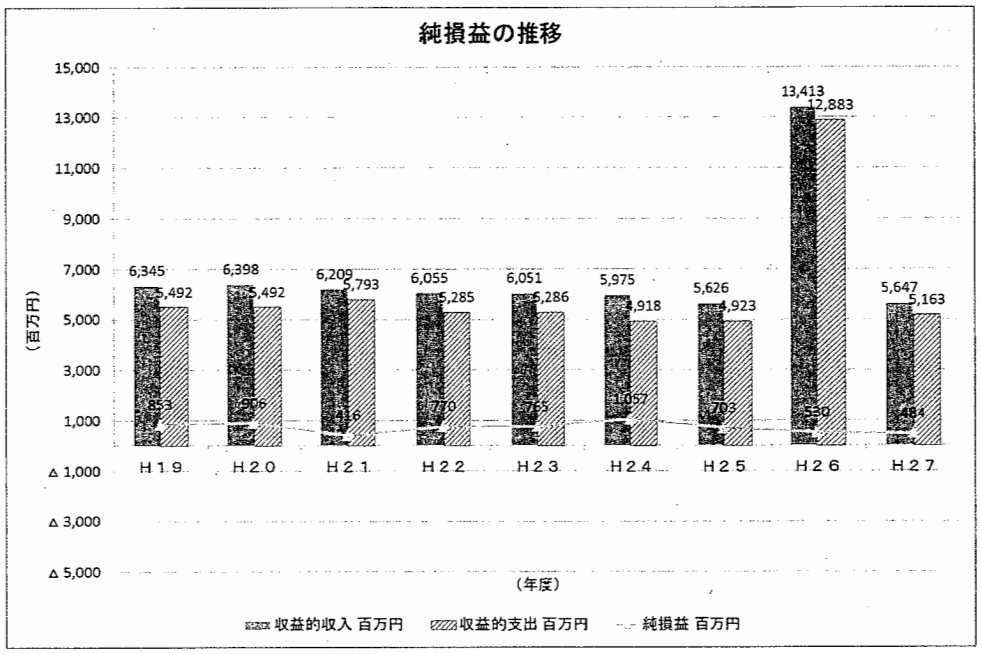

（イ）資本的支出の推移

資本的支出については、建設改良費において、耐震化や老朽化対策等の改良・更新工事を計画的に実施しており、平成２６年度以降は、沢地浄水場や野代導水ポンプ所などの主要施設の耐震補強工事等により、大きく増加しています。

償還金については、利息負担の軽減を図るため、高金利企業債及び水資源機構割賦負担金の繰上償還等を計画的に実施してきたことから年々減少しています。

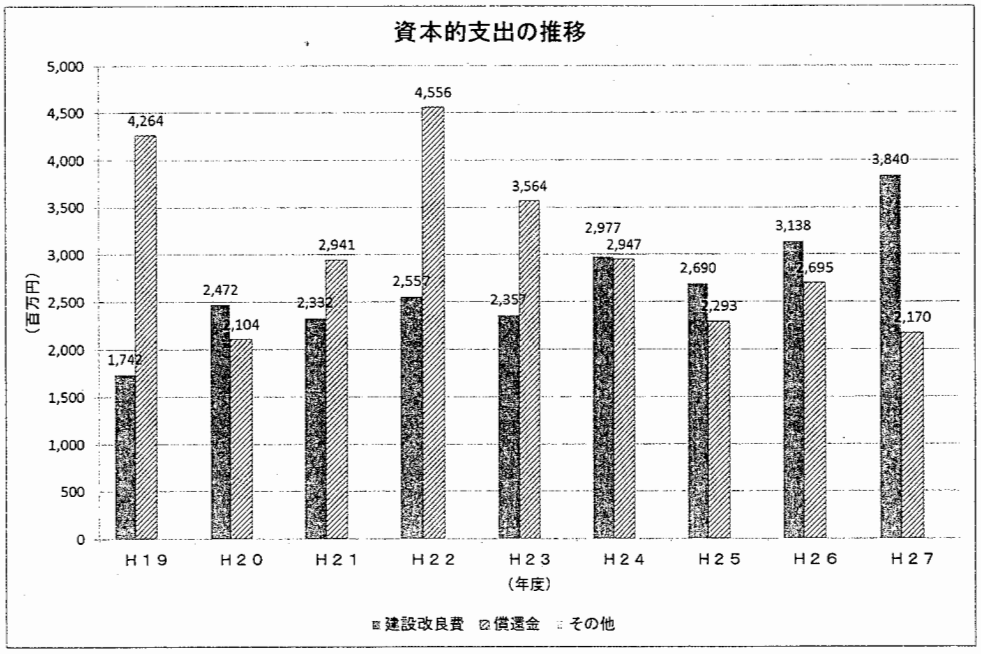

（ウ）長期債務残高の推移

長期債務残高については、新規企業債発行の抑制に努め、平成２２年度以降は建設改良に充当するための企業債を発行しなかったこと及び発行済みの高金利企業債について長期経営ビジョンの計画期間中に約１３億円の繰上償還を行ったことにより大きく減少しました。これらの取組により、平成１９年度に約２４４億円あった企業債残高は、平成２７年度末には約１４０億円に減少しました。また、水資源機構割賦負担金についても、定期償還以外に繰上償還を行うことで、平成２６年度末には全額償還が完了しました。

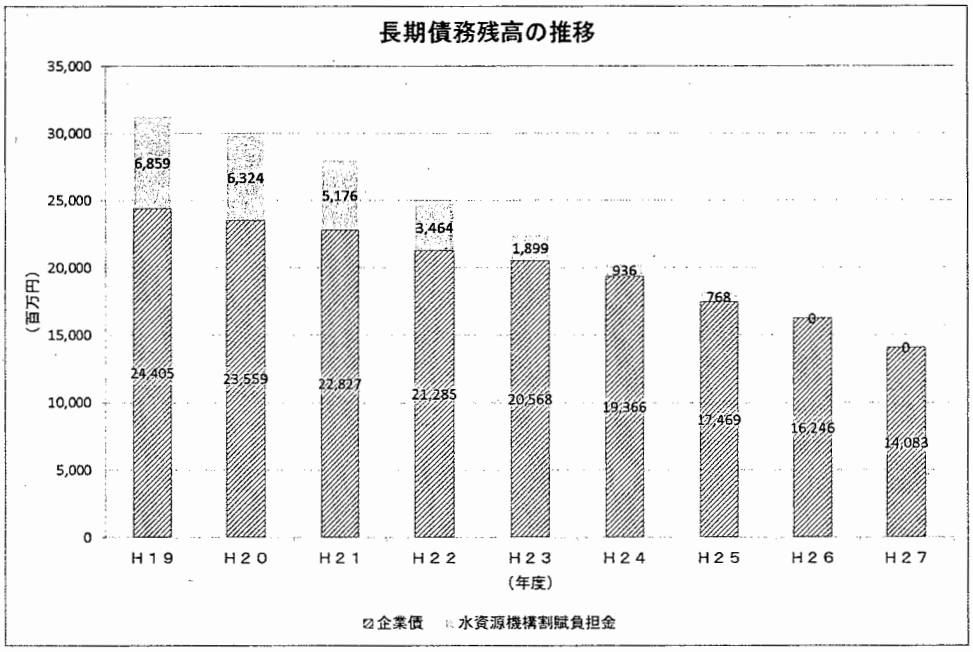

（エ）内部留保資金の推移

内部留保資金については、平成２２年度以降、内部留保資金の充当による改良・更新工事及び高金利企業債の繰上償還の実施等により、概ね１２０～１３０億前後で推移してきました。

平成２７年度以降は、主要施設の耐震補強工事による建設改良費の増加等により、大きく減少することとなり、平成２７年度末には約１０６億円となっています。

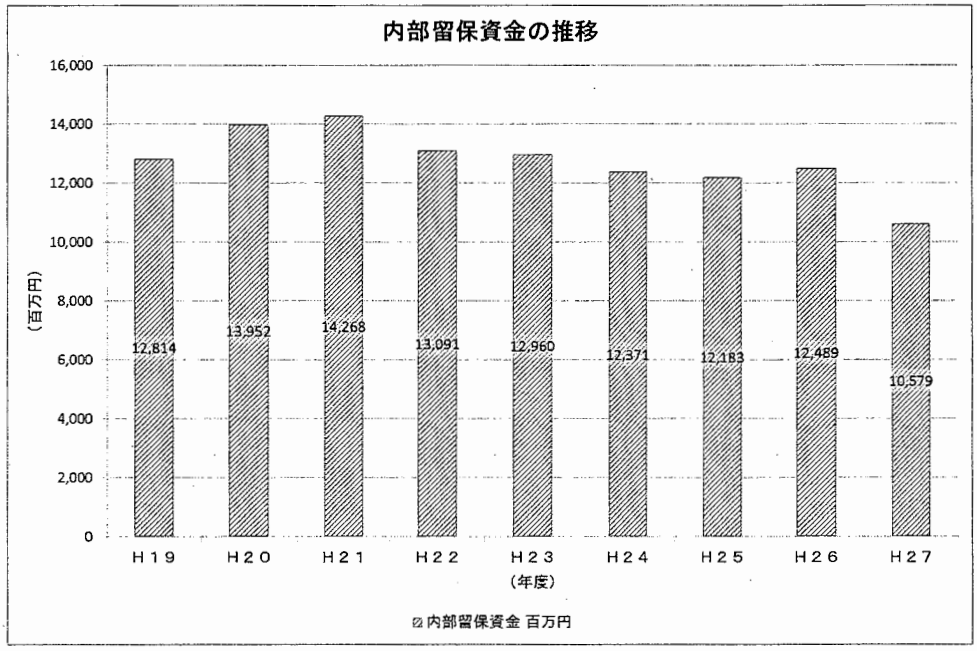

（２）今後の見通しと課題

今後の事業経営にあたっては、水需要の大幅な伸びが見込まれない中で、今後発生が予想される南海トラフ地震など大規模地震に備える耐震化、更新時期を迎える施設の長寿命化を含めた老朽化対策、工業用水道事業の合理的な運営の検討などを推進することで、将来にわたり良質で安定した工業用水の供給を実現する必要があります。

ア　強靭な工業用水道の構築

東日本大震災の教訓を踏まえ、将来発生が予想される南海トラフ地震などの大規模地震に備えるとともに、営業開始から６０年以上が経過した施設の老朽化に伴う更新時期に対応するため、計画的に施設改良を推進する必要があります。

浄水場などの主要施設については、水需要を考慮しつつ継続して耐震化を実施するとともに、ますます老朽化が進む管路については、耐震化とあわせて老朽化対策を推進する必要があります。

電気・機械設備については順次更新時期を迎えることから、施設の安全性を踏まえつつ予防的な修繕等を実施することで機能の保全・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進し、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減するよう設備の長寿命化を図るとともに、効率的かつ計画的な更新を進める必要があります。

イ　健全な事業運営の持続

一部工場の新増設に伴う水需要の伸びがあるものの、節水技術の向上や産業構造の変化等により、今後の水需要の大幅な伸びは見込めないものと推測されます。

また、現状のサービスを維持しつつ、施設の耐震化や老朽化対策などの施設改良に伴う費用負担が加わることで、現行の料金水準を維持することは困難と予想されます。

こうしたことから、今後の需要量を的確に予測し、その予測に応じた事業規模の適正化を検討していくとともに、アセットマネジメントの手法を活用して、今後４０年程度の施設の更新需要や収支見通しのもと、耐震化や更新等の施設改良を効率的・効果的に実施する必要があります。

また、地方公営企業として独立採算性を確保し、健全な事業運営を持続していくため、継続して経費節減、需要開拓などに努めるとともに、既存ユーザーとの対話による相互理解を図りながら、料金制度の適正化など、合理的な運営のための具体的な方策を検討していく必要があります。

３　電気事業

（１）事業の概要

ア　沿革

三重県の電気事業は、宮川総合開発事業の一環として長（なが）発電所を建設したことにはじまり、平成１０年度までの間に中南勢地域総合開発事業、石油代替エネルギー政策のもとで、１０か所の水力発電所を建設し、水力発電事業を運営してきました。

また、資源循環型社会の構築を図るとともに未利用エネルギーの有効活用を促進するため、市町村及び三重県が参画する広域的なモデル事業として三重ごみ固形燃料発電所を整備し、水力発電事業の附帯事業として平成１４年１２月からＲＤＦ焼却・発電事業の運営を開始しました。

平成１５年８月１９日に三重ごみ固形燃料発電所ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故が発生し、発電所の運転を停止しました。

その後、安全対策等の施設改修及び危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成１６年９月２１日から運転を再開しました。また、安定的にＲＤＦを処理するため、新たな貯蔵施設を整備し、平成１８年８月２９日から運用を開始しました。

平成１９年２月に知事から示された「企業庁のあり方に関する基本的方向」において水力発電事業は民間譲渡が最初の選択肢と示されたことを受け、中部電力株式会社と譲渡交渉を行いました。その結果、１０か所全ての水力発電所を３年間で段階的に譲渡することとし、平成２７年４月１日に全ての譲渡が完了し、水力発電事業は終了しました。

平成２７年度からは、水力発電事業の譲渡に伴い地方公営企業法の任意適用事業として、ＲＤＦ焼却・発電事業が主体の電気事業として運営しています。

ＲＤＦ焼却・発電事業の事業期間は、事業に参画する市町及び三重県で構成する三重県ＲＤＦ運営協議会で協議を行い、平成３２年度末までとしています。

なお、平成１８年６月に提起したＲＤＦ貯蔵槽爆発事故等に係る民事訴訟については、平成２７年３月に津地方裁判所において判決の言渡しがあり、同年４月に判決が確定しました。

（三重ごみ固形燃料発電所の概要）
設置場所：桑名市多度町力尾地内
処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式
処理能力：２４０ｔ/日
　　（１２０ｔ/日×２系列）
発電出力：１２，０５０ｋＷ

（RDF製造市町（5団体12市町））

事　業　主　体	構　成　市　町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化広域連合	大台町、多気町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
伊賀市	
紀北町（旧海山町、旧紀伊長島町）	

※志摩市は平成25年度末脱退。　松阪市は平成26年度末脱退。

イ　ＲＤＦ受入量及び供給電力量の推移

三重ごみ固形燃料発電所では、平成１９年度から平成２６年度までは年間約４万７千トン前後のＲＤＦを受け入れていましたが、志摩市と松阪市が脱退したことから、ＲＤＦ受入量は年間約４万５千トン程度となりました。

受け入れたＲＤＦを燃料として年間約５万ＭＷｈ前後の電力を桑名広域清掃事業組合及び電気事業者へ供給しています。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成２４年度に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の設備認定を受けています。また、平成２５年度からは、電気事業者への供給先を入札により決定しています。

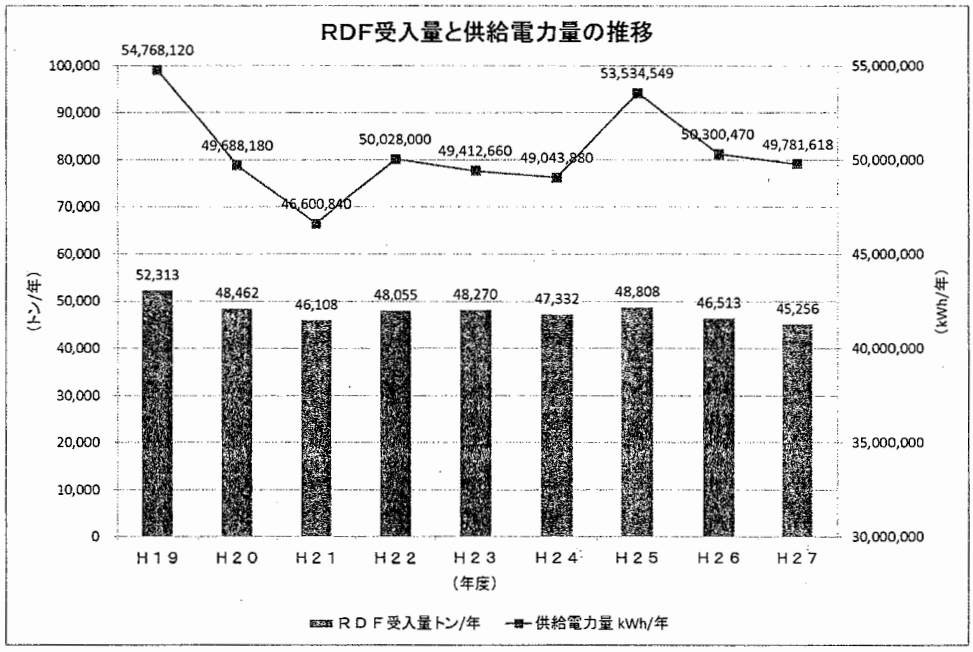

ウ　施設管理の状況

三重ごみ固形燃料発電所は、施設の設計・整備と平成２８年度までの施設管理を一括してプロポーザル方式により平成１２年１０月に発注しました。

ＲＤＦ貯蔵槽爆発事故後に維持管理体制を見直し、施設の総点検及び安全運転のための改修を行うとともに、「安全管理会議」の設置、「危機管理マニュアル」の整備などを行いました。

その後、新たな貯蔵施設を整備し平成１８年８月から運用を開始するなど、爆発事故の教訓を踏まえ、安全の確保に万全を期した運転管理を行い、現在、安定した運転を続けています。

エ　財務の状況

ＲＤＦ焼却・発電事業においては、売電単価の変遷等により、損益に起伏が見られました。水力発電事業においては、全ての水力発電所の民間譲渡が平成２７年４月に完了したため、現在、譲渡で得た資金を電気事業会計内に留保している状況です。また、水力発電事業、ＲＤＦ焼却・発電事業とも企業債の償還を終えています。

（ア）純損益の推移

ＲＤＦ焼却・発電事業は事業開始から赤字が続いていましたが、ＲＤＦ処理委託料の改定、再生可能エネルギー固定価格買取制度の適用や売電先を入札で決定することとしたことから収入が増加し、平成２４年度からは年度収支が黒字となっています。

水力発電事業は、平成２４年度末から段階的譲渡を行い、平成２６年度末をもって廃止しましたので、平成２７年度以降は料金収入がありませんが、補助金返還などの残務整理を行っています。

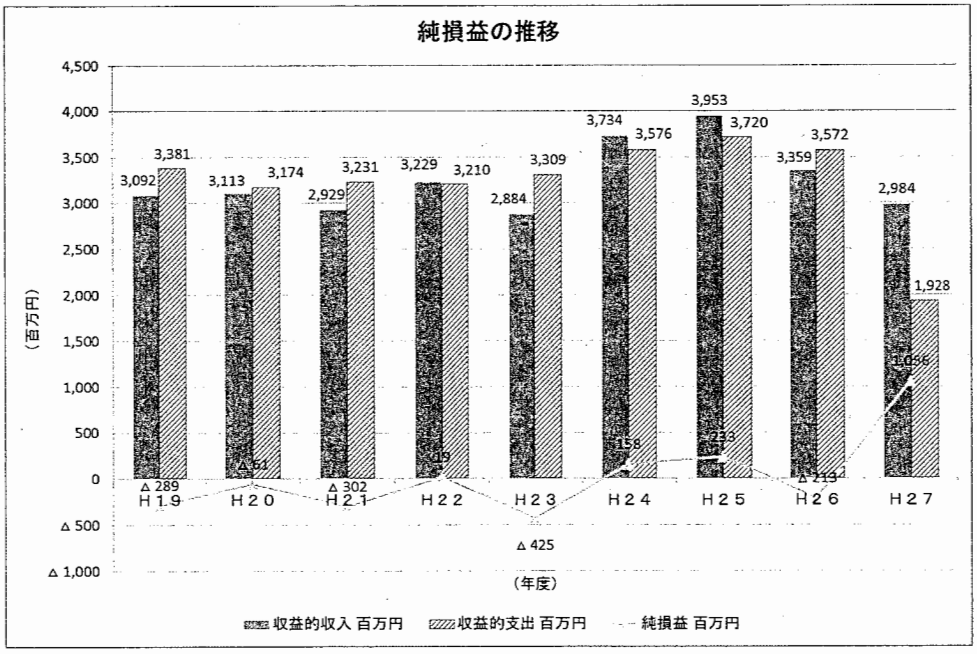

（イ）資本的支出の推移

資本的支出については、建設改良費において、平成１９年度に長（なが）発電所の災害復旧工事が完了したのち、平成２３年度から平成２５年度にかけて、水力発電所の譲渡に向けたＰＣＢ含有主要変圧器の取替工事等を実施しました。

償還金については、平成２５年度から水力発電所譲渡に伴う企業債の繰上償還及び国庫補助金の返還を実施しました。

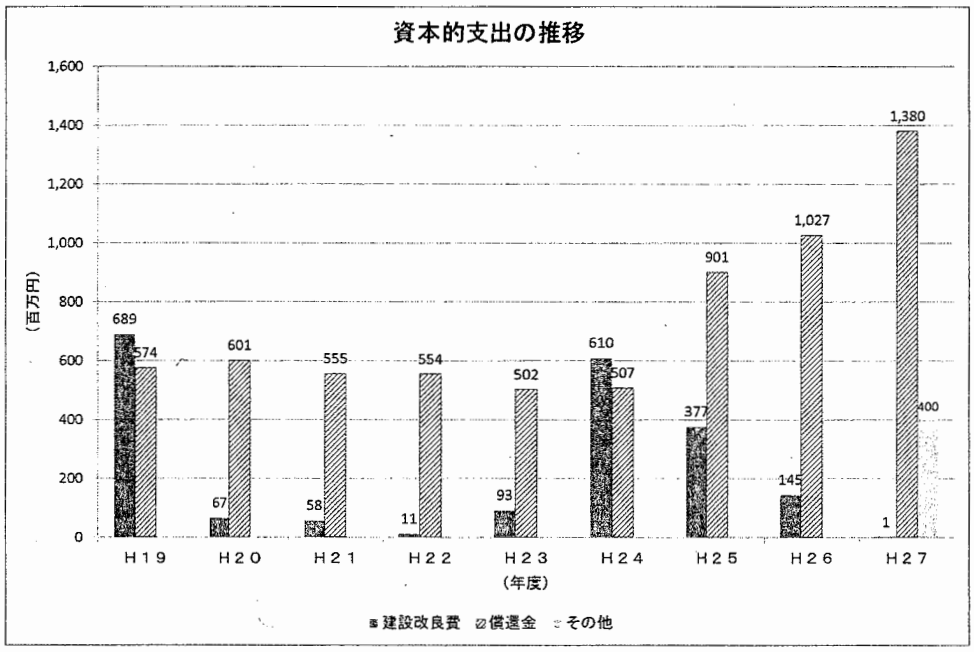

（ウ）長期債務残高の推移

長期経営ビジョンの計画期間中には新規企業債を発行しませんでした。一方、企業債の償還について、三重ごみ固形燃料発電所建設分の償還を平成２７年度に完了しました。また、水力発電所建設改良に係る企業債については、水力発電所の民間譲渡による残債の繰上償還に伴い、平成２７年度には全額償還完了となりました。この結果、平成２７年度末に長期債務残高はありません。

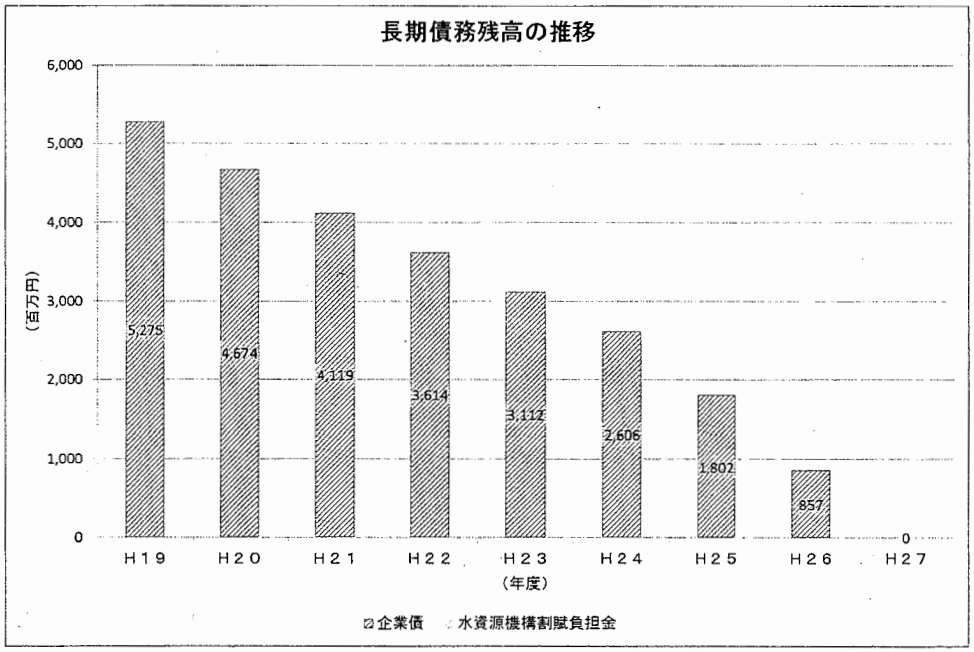

（エ）内部留保資金の推移

内部留保資金については、概ね２５億円前後で推移していましたが、平成２５年度から順次、水力発電所の譲渡代金を受け入れたことにより、平成２７年度末には約１０６億円となっています。

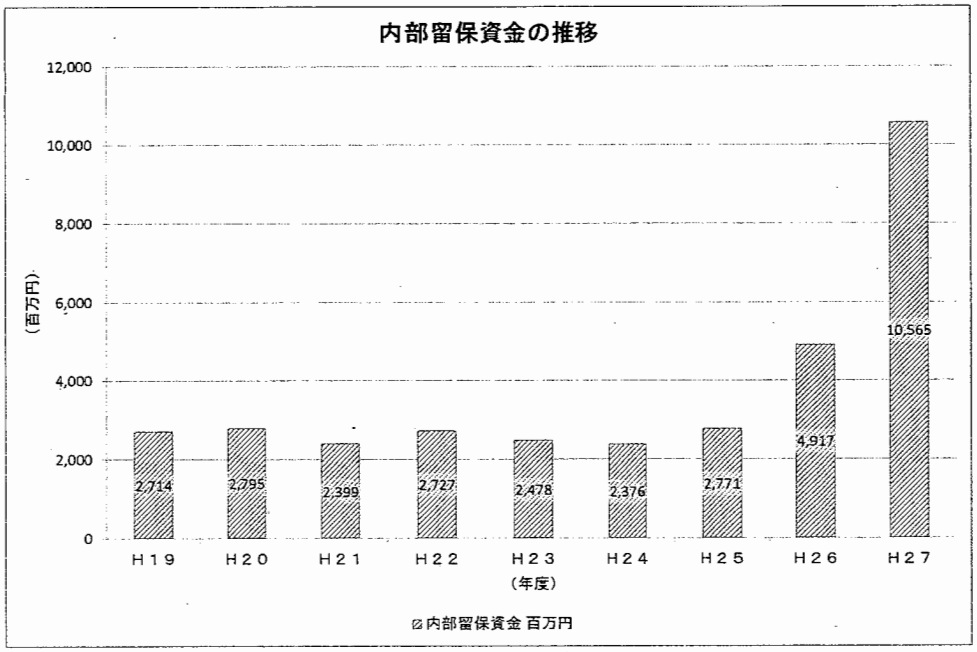

（２）今後の見通しと課題

三重ごみ固形燃料発電所の安全で安定的な運転を最優先に事業運営を行う必要があります。

また、ＲＤＦ焼却・発電事業の事業期間が平成３２年度末までとなっていることから、事業終了に伴う課題について整理し、関係市町及び関係部局と十分な協議を行い円滑に事業を終了させるとともに、電気事業会計の清算を行う必要があります。

4　各事業共通の概要（各事業の展開を支える取組）

（１）取組状況

ア　経営基盤の強化

（ア）組織・定員・給与・人事管理

「三重県企業庁長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」に基づく抜本的な経営改善として取り組んだ「一市供給地域における水道用水供給事業の市水道事業への一元化」、「水力発電事業の民間譲渡」などの完了により、近年、企業庁の事業内容は大きく変化しました。

こうした変化に対応した組織改編を実施するとともに、適正な人員配置を実施しています。

また、企業庁職員の給与について、知事部局の職員等との均衡に留意した適切な制度管理を行うとともに、地方公務員法の改正を踏まえ、平成２７年度からは、「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を導入するなど適切な人事管理を実施しています。

（イ）人材育成・技術継承

企業庁職員に求められる人材像を明らかにし、能力の開発と技術継承の方法など人材育成の仕組みや体制について定めた「三重県企業庁人材育成方針」を策定し、企業庁主催の専門研修や職務上必要とされる資格取得の支援、各所属主催の研修などにより人材の育成を進めています。

また、企業庁が長年行ってきた施設整備や事業運営の中で、職員が経験的に培った施設の維持管理や緊急時対応、民間事業者に対する技術的な指導監督などの技術や知識について、各所属でのＯＪＴを中心とした研修等により技術継承を推進しています。

（ウ）危機管理

自然災害や運用時の事故などの非常時において水と電気の安全・安定供給ができるように、危機への対応方針を示した「三重県企業庁防災危機管理推進計画」を策定し、適切な危機管理を講じています。

漏水や水質汚染などの事故に対しては、迅速かつ的確な対応を行う必要があるため、危機管理マニュアルを整備し、各所属での研修や訓練を実施するとともに、市町やユーザー、民間事業者など関係者と連携した訓練を実施しています。

また、大規模地震などの災害に対しては、企業庁独自の非常参集体制等を整備するとともに、水道・工業用水道の業務を経験した退職者による「みえ水道ボランティア」や業界団体と連携した訓練を実施することで危機管理体制の充実・強化を図っています。

さらに、大規模災害時は被災自治体単独での応急措置等の実施が困難なこと

から、県内市町や中部圏、近畿圏の府県市と広域で連携して早期復旧体制が確保できるよう相互応援協定を締結しています。

（エ）資金・資産の管理・活用

計画的かつ統一的な財務運営の方向性を示した「三重県企業庁財務運営方針」を策定し、内部留保資金の適正保有額に留意しつつ各事業の財源を調整し、効率的・計画的な財務運営を行っています。

また、「企業庁資金運用方針」に基づき確実かつ効率的な資金運用及び管理を行っています。

さらに、施設の撤去により不要となった土地及び水力発電事業の民間譲渡に伴い発生した譲渡対象外資産等の処分に取り組みました。

（オ）経営の品質向上

安全で安心できるサービスを継続して提供するために、市町やユーザーのニーズの的確な把握に努め、経営の品質向上への取組のツールとして、ＩＳＯ９００１品質マネジメントシステムを活用し、品質管理の徹底と業務の継続的な改善、業務の透明性確保に努めることで顧客満足の向上につなげています。

イ　地域社会との信頼構築

（ア）情報提供とコミュニケーション

ユーザーとの定期的な協議の場において、経営状況や今後の施設改良計画などの情報を提供し、ユーザーの理解と協力のもと経営を進めています。

また、水源状況や渇水状況などの必要な情報等をホームページで公表するとともに、ユーザーに対してはメールマガジンの発行などにより迅速かつ的確に提供しています。

これらに加え、浄水場公開や施設見学バスツアーなどのイベント等を通じて積極的に情報提供するとともに、県民やユーザーとの対話により相互理解を深めることで、経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たし、県民やユーザーの安心感や信頼感の醸成に努めています。

（イ）コンプライアンス

県民の皆さんの信頼を得られるよう法令等に基づく適正な職務遂行や社会規範、ルール、マナーの遵守について、会議や職員間での意見交換を行うなど職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。

（ウ）地域貢献

浄水場等の施設見学の受入れなどにより、学校教育や社会教育の場を提供するとともに、地域のイベント等への協賛などにより、地域との交流を進めています。

北伊勢工業用水道事業の専用貯水池である、伊坂ダム及び山村ダムの周辺を市民の憩いの広場として一般に開放するとともに、伊坂・山村両ダムの「ダム

カード」を発行・配布し、工業用水道事業に対する理解の促進に努めています。

また、震災等の災害発生時に市町からの要請に応じて水道用水供給事業の浄水場等を給水拠点として提供する体制を整備するとともに、工業用水を消火用水として利活用できるよう工業用水道管路へ消火栓を設置しています。

（エ）環境配慮

環境にやさしいオフィス活動の取組として、コピー用紙使用量の削減などを推進するとともに、浄水場で発生する汚泥の有効利用やＲＤＦ焼却灰の再資源化により廃棄物の発生を抑制しています。

また、地球温暖化対策や省エネルギー対策の取組として、太陽光発電や小水力発電の導入、電気設備等の更新時における省エネ機器の取り換え等を行い、温室効果ガスの削減に努めるなど、環境に配慮した事業活動を行っています。

（２）今後の見通しと課題

ア　経営基盤の強化

これまでの経営改善による業務内容の変化に加え、人口減少に伴う給水量の減少が見込まれるとともに、施設の老朽化や震災対策などハード・ソフト面での充実が求められるなど、経営を取り巻く環境は厳しくなることが予想されます。このような環境変化に的確に対応できるよう組織、人材、危機管理などの経営基盤をさらに強化していく必要があります。

特に事業の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向上のための人材育成や技術継承に取り組む必要があります。

また、近年、集中豪雨や大規模地震などの自然災害が相次いで発生している中で、東日本大震災や熊本地震などの教訓を踏まえた的確な危機管理対応が求められています。

さらに、ＩｏＴ(Internet of Things)、ビックデータ、ＡＩ(Artificial Intelligence)といった新たなＩＣＴが今後一層進化すると見込まれることから、技術動向を注視するとともに、今後の活用についても検討する必要があります。

イ　地域社会との信頼構築

今後の事業環境の変化に的確に対応した事業運営を進めるためには、これまで以上にユーザー等の関係者へ負担とサービスの両面について情報発信を行うとともに、対話による相互理解を深めることが重要です。

また、県民の皆さんとの信頼構築のためには、コンプライアンスの推進はもとより、事業運営を通じた地域貢献や環境に配慮した事業の推進が求められています。

第４章　事業別の展開

１　水道用水供給事業

水道用水供給事業は、市町から水道の広域的な整備の要請を受け、三重県が圏域ごとに策定した広域的水道整備計画において根幹的施設として位置づけられたもので、ライフラインの確保、危機管理面などからの公的関与の必要性から、三重県として企業庁が事業を運営しています。

今後も事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次のとおり経営目標を設定し、取組を推進します。

（１）経営目標

ア　安全でおいしい水の供給

年間を通して水質基準に適合した安全な水道水を供給するため、水源から市町受水地点までの一貫した水質管理を徹底することに加え、必要な施設の整備を行うことなどにより、安全でおいしい水の供給をめざします。

イ　強靭な水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう主要施設等の耐震化を進めるとともに、水道用水を安定して供給できる状態を確保するため、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に取り組み、強靭な水道の構築をめざします。

ウ　健全な事業運営の持続

給水人口や給水量が減少することが見込まれる将来においても、社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営が持続できる水道をめざします。

（２）経営目標達成に向けた取組

ア　安全でおいしい水の供給

（ア）適切な水質管理

水源から市町受水地点までの水質を的確に把握するため、水質管理情報センターを中心として精度の高い水質検査を行うとともに、その結果を浄水処理工程にフィードバックすることで適正な薬品注入量を決定するなど、きめ細かな浄水処理を実施します。また、水源の水質異常等に対しては、水安全計画をはじめとした各種水質事故対策マニュアル等により、迅速かつ的確に対応します。

（イ）水質管理の強化（管理目標値の設定）

県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」や「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質２項目（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）及び臭気強度について、国の水質基準より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化していきます。

（ウ）浄水処理施設の機能強化

播磨浄水場、大里浄水場、高野浄水場の３浄水場に、水源水質の季節的な変動による一時的な異臭味の発生時や水源事故発生時の対策のため、活性炭処理設備を整備し、安全でおいしい水を供給するための浄水処理機能を強化します。（水沢浄水場、多気浄水場の活性炭処理設備は設置済み）

また、平成２７年度の水質基準の改定（ハロ酢酸類の基準値強化）に伴い対応が必要な浄水場の整備を行います。

イ　強靭な水道の構築

（ア）耐震化

浄水場については、東日本大震災後に公表された南海トラフ地震の波形も踏まえた耐震詳細診断結果に基づき、効率的・効果的な補強方法等を検討のうえ、耐震化を計画的に推進します。

管路については、耐震性を有しない管路約１６０ｋｍのうち、特に液状化が想定され、被害率の高い地域における管路を優先して、耐震管へ布設替えを進めます。被害率の低い管路については、老朽化に伴う更新時において耐震管に布設替えすることとし、当面は応急復旧を念頭に復旧用資材（管、継手材等）を備蓄することで対応します。

（イ）老朽化対策

主要施設及び管路等の更新時期は２０～３０年程度先となりますが、電気・機械設備については、今後１０年間で約１６０設備の更新が見込まれます。引き続き定期的な点検整備や劣化診断に取り組み、水需要や新たな技術開発の動向などに注視しつつ効率的、効果的な設備の更新を進めます。

（ウ）施設の長寿命化

厳しい経営環境の下、将来にわたり必要な水道施設の機能を維持していくためには、的確に維持管理・更新等を行い、中長期的なトータルコストを縮減する必要があります。

このため、大規模な修繕や更新をできるだけ回避するよう適切な保守点検を行い、施設ごとの特徴を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、早期段階で予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進し、水道施設の長寿命化を図ることにより維持管理・更新等

に係るトータルコストを縮減します。

ウ　健全な事業運営の持続

（ア）アセットマネジメントによる適正な資産管理

水道施設を新たに拡張する時代から今ある施設の維持を中心とした時代へと移り変わり、保有する施設を規模の適正化も踏まえ計画的に更新することが重要となっています。

アセットマネジメントによる中長期的な視点を持った資産管理を実践し、計画的に更新費用等の資金を確保するとともに重要度・優先度を踏まえた施設更新等を行い、施設・財政の両面で健全な水道を次世代に引き継ぎます。

（イ）施設規模の適正化

水道事業は、設備投資に係る費用の割合が大部分を占める「装置産業」であり、水需要に応じた適切な施設規模で更新することが、今後の効率的な経営を図るうえで重要です。

このため、順次更新時期を迎える電気・機械設備については、上位計画の広域的水道整備計画や受水市町の水道計画等と整合を図り、水需要に応じた規模で更新を行います。

また、主要施設及び管路等については、当面更新時期は迎えないものの、将来更新する際には、水需要に応じた合理的な施設規模や配置等により再構築を行います。

（ウ）広域連携

運営基盤の強化を図るうえで、効率化の観点から市町水道事業との広域連携を進めることが有効な手段となります。

将来にわたり健全かつ安定した事業運営が持続できるよう、水道事業の広域連携について受水市町等と検討体制を構築し、人材育成に関する連携や施設の共同化等、事業統合に限らず将来の合理的な運営方法の検討などに取り組みます。

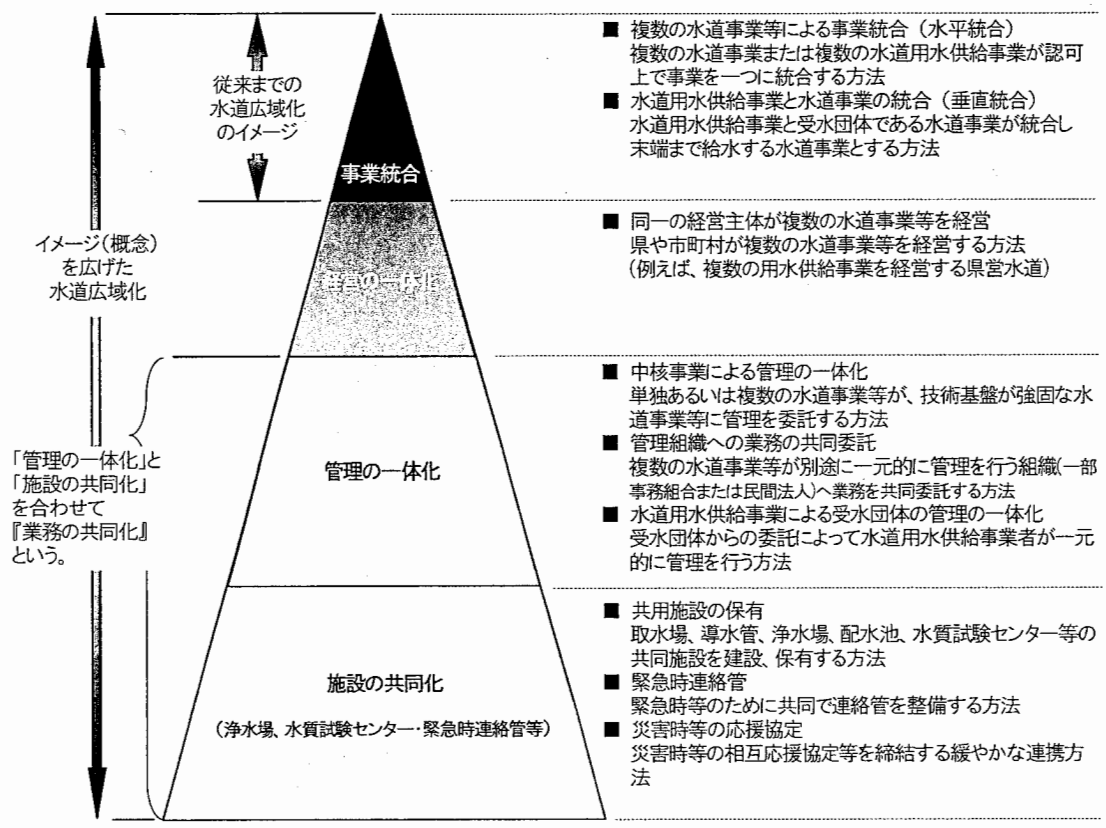

新たな水道広域化のイメージ
(出典:「水道広域化検討の手引き(平成 20 年度)」日本水道協会)

(エ) 料金制度の最適化

近年、受水市町の水需要の低迷により施設利用率は低下傾向にあります。

施設利用率を改善し、効率的な事業運営を図るため、受水市町において企業庁の水道用水を増量することでメリットが感じられ、利用促進につながる使用料金の設定、超過料金の廃止など、料金体系の見直しについて検討します。

(オ) 官民連携

施設管理では、水道に課せられた重い事業者責任を果たすとともに緊急時における迅速な判断・対応を確保するため、浄水場に企業庁職員を配置したうえで運転監視等の業務を個別に民間委託しています。こうした管理体制の中で、更なる効率的な事業運営と民間活力の導入をめざすため、民間委託の契約期間の長期設定や、性能評価発注などを進め、民間企業のノウハウ及び最新技術の活用を図ります。

（３）成果指標

経営目標	指標	年度										
		H27（現状値）	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
安全でおいしい水の供給	水質基準適合率（%）	100										
	総トリハロメタン管理目標値満足度（%）	100										
	カビ臭物質管理目標値満足度（%）	100										
	臭気強度管理目標値満足度（%）	100										
強靭な水道の構築	浄水場の耐震化率（%）	10.2										
	管路の耐震適合率（%）	62.1										
	設備の更新率（%）	0										
	給水障害発生件数（件）	0										
健全な事業運営の持続	給水原価（円／㎥）	110.4										
	経常収支比率（%）	102.3										

作成中

（4）投資・財政計画

ア　投資計画

老朽化対策として監視制御設備、計装設備、機械設備などを更新するとともに、浄水場耐震化工事及び北中勢水道用水供給事業に係る取水導水施設等の建設工事を進めます。

投資計画　　（単位:百万円）

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
北中勢水道(北勢系)										
北中勢水道(中勢系)										
南勢志摩水道										
計										

作成中

＜主な整備事業＞

【北中勢水道用水供給事業（北勢系）】

播磨浄水場耐震補強工事

取水・導水施設整備工事

【北中勢水道用水供給事業（中勢系）】

高野浄水場耐震補強工事

大里浄水場中央監視制御設備、遠方監視制御設備更新工事

取水・導水施設整備工事

【南勢志摩水道用水供給事業】

多気浄水場耐震補強工事

管路耐震化工事

汚泥掻寄機更新工事

イ　財源試算

（ア）給水予定量

三重県の人口は、人口減少への対策を講じた場合でも２０６０年には１４２万人程度と、少なくとも現状と比較して２割程度減少するものと推計されています（三重県人口ビジョン）。これに伴い、地域差はあるものの水道の給水量も減少することが見込まれます。

このことから水道用水供給事業の供給量についても、水道の給水量と同様に減少すると仮定し、今後１０年間で供給量が現状より約７％減少すると見込んでいます。

給水予定量　（単位：㎥/日）

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
北中勢水道（北勢系）										
北中勢水道（中勢系）										
南勢志摩水道										
計										

作成中

（イ）料金改定

現在、水道用水供給事業の料金体系については、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しており、料金の算定方法については、料金算定期間を５年とする総括原価方式により算定しています。

基本料金は資本費（施設の建設・改良に要した費用）に見合うものとして設定しており、支払利息、減価償却費を基に算定しています。また、使用料金は営業費用に見合うものとして設定しており、維持管理費（人件費、動力費、薬品費等）を基に算定しています。

今後の料金設定については、５年毎の料金算定を基本とし、各水系の収支状況に応じて見直し作業を行う予定です。

（改定予定：平成３２年度及び平成３７年度）

ウ　投資・財政計画（収支計画）

表１　水道事業全体

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	他会計補助金										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	投資償還収入										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	投資等										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

各事業の状況は次のとおりです。

表２　北中勢水道用水供給事業（北勢系）

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	他会計補助金										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	投資償還収入										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	投資等										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

【資本的収支】

表３　北中勢水道用水供給事業（中勢系）

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	他会計補助金										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	投資償還収入										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	投資等										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

【資本的収支】

表４　南勢志摩水道用水供給事業

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	他会計補助金										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	投資償還収入										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	投資等										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

【資本的収支】

2　工業用水道事業

工業用水道事業は、工業の発展に伴う産業基盤として、また、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下や塩水侵入に対する地下水代替用水の確保のため施設を整備したもので、県土の保全面、産業基盤面、地域振興面などからの公的関与の必要性から、三重県として企業庁が事業を運営しています。

今後も事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次のとおり経営目標を設定し、取組を推進します。

（１）経営目標

ア　強靭な工業用水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう主要施設などの耐震化を進めるとともに、工業用水の安定供給を確保するため、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に取り組み、強靭な工業用水道の構築をめざします。

イ　健全な事業運営の持続

工業用水は産業活動にとって基礎的な要素であり、地域産業の振興、地域経済活性化のために必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営が持続できる工業用水道をめざします。

（２）経営目標達成に向けた取組

ア　強靭な工業用水道の構築

（ア）耐震化

大規模地震による被害を最小限に抑えるよう、主要施設である山村浄水場、伊坂浄水場及び水管橋について耐震化を進めるとともに、老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路の耐震化を進めます。

（イ）老朽化対策

営業開始から６０年以上が経過し、法定耐用年数を超過した管路の更新時期を迎え、特に耐震性の低い管路への対策は急務となっています。

このため、緊急時にユーザーへ大きな影響を与えないよう配水運用に重要な制水弁を優先して取り替えるとともに、老朽化した重要度の高い管路を中心に更新することで耐震化も含んだ老朽化対策を進めます。

更新時期を迎える電気・機械設備については、定期的な点検を通して劣化・

損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び交換部品の製造中止などの要素を総合的に判断して更新を進めます。

（ウ）施設の長寿命化

工業用水道事業の施設は、利用状況、設置された環境等に応じ、劣化や損傷の進行が施設ごとに異なります。

このため、大規模な修繕や更新をできるだけ回避するよう、施設ごとの特徴を考慮したうえで早期段階に予防的な修繕等を実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の考え方を導入し、施設更新の優先度を加えた施設ごとの対策に取り組み、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減するよう長寿命化を図ります。

イ　健全な事業運営の持続

（ア）的確な水需要の予測

工業用水の需要量は節水技術の進展や工場の移転などにより減少傾向にあるため、既存ユーザーに対し定期的にアンケートを実施し、今後の水需要を的確に予測することに努めます。

予測した水需要は、施設改良計画や不用施設撤去計画、維持管理計画などに反映します。

また、新規企業の誘致や工場増設等による工業用水の需要拡大は、経営基盤の強化に大きな効果があるため、県及び市町の企業誘致部局と連携しながら、工業用水の給水問い合わせなどに対し、迅速かつ的確に対応することで工業用水の利用促進を図ります。

なお、今後の水需要によっては、他利水者等への一部転用や水利権の整理について、将来の経営を勘案したうえで慎重に検討を進めていきます。

（イ）アセットマネジメントによる適正な資産管理

持続可能な工業用水道を実現するために、アセットマネジメント手法により中長期的な視点を持った資産管理を実践し、施設の更新・耐震化を合理的かつ計画的に行うとともに、将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道事業の運営に取り組みます。

（ウ）施設規模の適正化

既存ユーザーにおける今後の水需要や新規需要だけでなく、渇水などの危機管理への対応なども考慮のうえ、総合的に必要な施設規模を検討します。

また、多度工業用水道事業の廃止に伴い、水源（三重用水）を北伊勢工業用水道事業の安定供給体制を強化する複数水源化のため利用することとしており、沢地浄水場へ導水する連絡管工事を実施するとともに、不要となった旧多度浄水場を撤去します。

（エ）料金制度の最適化

工業用水道の料金は、経済産業省の「工業用水道料金算定要領」に基づき、総括原価方式で算定しています。料金の改定にあたっては、改良・更新工事の必要性や料金水準の妥当性についてユーザーに説明し、理解を得たうえで行っています。

現在、責任水量制（基本料金と使用料金の二部料金制）を採用していますが、一部ユーザーからは節水努力が料金に反映できるよう、従量制などへの料金制度の見直しが求められています。

こうしたことから、ユーザーとの意見交換の場を設け積極的に経営状況の情報共有を図るとともに、健全かつ安定した事業運営を確保したうえでの新しい料金の仕組みについて検討を行います。

また、経営環境の変化に柔軟に対応するため、将来の事業統合などについて検討を進め、持続可能な事業運営に取り組みます。

（オ）官民連携

民間活力の導入による経営の効率化を図り、将来にわたる「安全・安定」供給を実現するため導入した浄水場等の技術管理業務の包括的な委託について、引き続き導入効果を検証しながら委託期間や配水に係る保守等の技術管理業務を含めた委託内容の拡充など、より効果的な民間委託となるよう検討を進めます。

また、民間ではインフラシステムのマネジメントが、設備の予防的な修繕等からデータ分析を基にした「予知保全」の手法へと変わろうとしています。こうした民間的手法を取り入れたトータルコストの縮減や長期的な視点での維持管理の取組がますます必要となっていることから、設備の更新にあたっては工事完成後の維持管理についてもあわせて技術提案を受け、工事と維持管理を一体とした性能評価発注を行うなど、民間企業のノウハウを活用した生産・維持管理技術のイノベーションを図ります。

（３）成果指標

経営目標	指標	年度										
		H27（現状値）	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
強靭な工業用水道の構築	浄水場の耐震化率（%）	44.0										
	制水弁の更新率（%）	0	作成中									
	管路の耐震適合率（%）	60.4										
	設備の更新率（%）	0										
	給水障害発生件数（件）	0										
健全な事業運営の持続	給水原価（円／㎥）	30.1										
	年間給水量（百万㎥）	203										
	経常収支比率（%）	109.3										

（４）投資・財政計画

ア　投資計画

耐震化が求められている浄水場の耐震化工事を進めるとともに、老朽化対策として管路、電気設備、計装設備、機械設備などの更新工事を進めます。

投資計画　　（単位:百万円）

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
北伊勢工業用水道										
中伊勢工業用水道										
松阪工業用水道										
鈴鹿工業用水道										
計										

作成中

＜主な整備事業＞

【北伊勢工業用水道事業】

山村浄水場耐震化工事

内径 1200 粍配水管シールド工事（四期・羽津）

北勢水道事務所統括監視制御装置改良工事

【中伊勢工業用水道事業】

内径 350 粍配水管布設工事（JR 高茶屋～雲出長常）

内径 500 粍制水弁設置工事（伊倉津分岐）

高野浄水場遠方監視制御装置取替工事

【松阪工業用水道事業】

内径 700･200 粍連絡管設置工事（ユーザー向）

内径 700･500 粍制水弁設置工事（連絡 3）

新屋敷取水所加圧計装盤等取替工事

イ　財源試算

（ア）給水予定量

工業用水道事業については、平成２８年度当初の契約水量を基本としつつ需要量を的確に把握するため、工業用水道のユーザーに実施したアンケート調査の結果、一部で増減が見込まれるものの、概ね変動がないため事業全体として水需要量は横ばいと見込んでいます。

給水予定量　（単位:㎥/日）

区分／年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
北伊勢工業用水道										
中伊勢工業用水道										
松阪工業用水道										
鈴鹿工業用水道										
計										

作成中

（イ）料金改定

料金の設定は、経済産業省の定めた料金算定要領に基づき、通常５か年の算定期間における人件費や修繕費等の維持管理費と支払利息や減価償却費等の資本費などの固定的経費にあたる費用の合計を基本料金収入として、動力費、薬品費等の変動的経費にあたる費用の合計を使用料金収入として、それぞれ見合うように設定しています。

今後の料金設定については、事業ごとにそれぞれ見直しの作業を行う予定です。見直しにあたっては、ユーザーの競争力強化のため、経営努力や内部留保資金の活用などにより料金水準の抑制を図ることとします。

（改定予定：平成３３年度及び平成３７年度）

ウ　投資・財政計画（収支計画）

表１　工業用水道事業全体

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

各事業の状況は次のとおりです。

表２　北伊勢工業用水道事業

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

【資本的収支】

表３　中伊勢工業用水道事業

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

【資本的収支】

表４　松阪工業用水道事業

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

【資本的収支】

表５　鈴鹿工業用水道事業

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支	営業収益										
	給水収益										
	営業外収益										
	長期前受金戻入										
	収　益　計										
	営業費用										
	減価償却費										
	営業外費用										
	支払利息										
	費　用　計										
	純利益										
資本的収支	企業債										
	補助金										
	出資金										
	その他収入										
	収　入　計										
	建設改良費										
	償還金										
	支　出　計										
	資本的収支不足額										
資金残高											
企業債残高											

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

【資本的収支】

3　電気事業

電気事業（ＲＤＦ焼却・発電事業）は、これまで焼却処理していた可燃性のごみを市町の固形燃料化施設で固形燃料化し、県が整備した三重ごみ固形燃料発電所においてエネルギー化する広域的なモデル事業として開始したもので、県として企業庁が事業を運営しています。

事業継続期間内において県民のくらしの安全・安心の確保に貢献していくよう、次のとおり経営目標を設定し、取組を推進します。

（１）経営目標

ア　三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転

今後も三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転を確実に行っていきます。

平成３２年度末のＲＤＦ焼却・発電事業の終了に向けて、関係市町及び関係部局と十分な協議を行い、円滑に事業を終了させます。

ＲＤＦ焼却・発電事業の終了後に電気事業会計の清算を行い、三重県へ電気事業の財産を引き継ぎます。

（２）経営目標達成に向けた取組

ア　安全・安定運転の取組

ＲＤＦ製造団体、ＲＤＦ焼却・発電施設等の管理業務受託事業者、学識経験者及び関係部局と連携し、ＲＤＦの品質管理の徹底とＲＤＦ焼却・発電施設及び貯蔵施設の安全・安定な管理を行うとともに、地元住民の方々との信頼関係を確保しながら安全・安定運転を確実に行っていきます。

イ　ＲＤＦ焼却・発電事業の終了への対応

平成３２年度末のＲＤＦ焼却・発電事業の終了に伴う課題について整理し、関係市町及び関係部局と十分な協議を行い、円滑に事業を終了させます。また、事業終了後に、関係部局と連携し事業の総括を行うとともに、施設撤去などの残務処理を確実に行います。

ウ　電気事業の清算及び財産の引継ぎ

施設撤去などの残務処理の終了後、速やかに電気事業会計の清算を行います。

関係部局と協議を行い、三重県へ電気事業の財産を引き継ぎます。

（３）成果指標

経営目標	指標	年度										
		H27（現状値）	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
三重ごみ固形燃料発電所の安全・安定運転	ＲＤＦ外部処理委託量（t）	209	作成中									－
	電気事故件数（件）	1										－

（４）投資・財政計画

ア　投資計画

事業期間が平成３２年度末までとなっていることから、新たな建設改良の計画はありません。

イ　財源試算

（ア）供給電力予定量

桑名広域清掃事業組合及び電気事業者に、電力を供給する見込みとしています。

供給電力予定量　（単位:MWh/日）

区分／年度	H29	H30	H31				H35	H36	H37	H38
RDF焼却・発電事業				作成中						

（イ）料金設定

三重ごみ固形燃料発電所で発電した電力は、毎年度、入札により売電先を決定しています。

また、ＲＤＦの処理委託料は、ＲＤＦ焼却・発電事業に参画する市町と県で構成する三重県ＲＤＦ運営協議会での決議に基づき、収支の不足見込み額については県と市町で半分ずつ負担することとし、平成２９年度から平成３２年度までの処理委託料は、ＲＤＦ１トンあたり１４，１４５円となっています。

ウ　投資・財政計画（収支計画）

表１　電気事業

（単位：百万円）

区分		H29	H30	H31	H32	H33	H34
収益的収支	営業収益						
	電力料						
	営業外収益						
	長期前受金戻入						
	収　益　計						
	営業費用						
	減価償却費						
	営業外費用						
	支払利息						
	費　用　計						
	純利益						
資本的収支	投資償還収入						
	収　入　計						
	建設改良費						
	投資等						
	支　出　計						
	資本的収支不足額						
資金残高							
企業債残高							

作成中

（注）・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。

・端数処理しているため、合計が合わない場合があります。

【収益的収支】

【資本的収支】

4　各事業共通の展開（各事業の展開を支える取組）

各事業の目標達成に不可欠な事業展開を支える取組について、次のとおり経営目標を設定し推進します。

（1）経営目標

ア　事業運営に係る経営基盤の強化

時代の要請や環境の変化に的確に対応し、将来にわたり健全かつ安定した経営を行うため、組織、人材、危機管理など事業展開を支える経営基盤を強化します。

イ　事業運営を通じた地域社会との信頼構築

コンプライアンスはもとより、関係者とのコミュニケーションや事業活動を通じた環境保全、社会貢献活動にも積極的に取り組み、企業の社会的責任を果たすことで、地域社会との信頼関係を深めていきます。

（2）経営目標達成に向けた取組

ア　事業運営に係る経営基盤の強化

（ア）組織・定員・給与・人事管理

事業を取り巻く状況の変化等への的確な対応を行うとともに、非常時における危機管理体制が確保できるよう、柔軟で効果的・効率的な組織を整備します。

定員については、業務の変化に適切に対応し、業務量に応じた適正な定員管理を行います。

また、職員の給与について、知事部局の職員等との均衡に配慮し、企業庁の健全な経営を実現できるよう適切な制度管理を行うとともに、「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した、人材育成・人事管理を実施していきます。

（イ）人材育成・技術継承

a　人材育成

職務遂行上必要な専門的知識や危機管理意識、経営感覚を身につけ、事業環境の変化に対応し的確に課題を解決できる人材を育成するため、水道事業研修や財務研修、危機管理研修など専門研修を計画的に実施するとともに、業務上必要な資格・免許の取得支援を行います。

また職員が、緊急時対応や業務を委託した民間事業者への技術的な指導監督などの現場で必要な技術力の維持・向上を図るため、受託事業者が行う現場業務を経験できる仕組みづくりや水道事業の広域連携を見据えた取組として市

町で業務経験が行える仕組みづくりを行っていきます。

さらに、国際協力の場で水道技術に関する研修講師を務めることなどを通じて、職員の技術力向上を推進していきます。

b　技術継承

企業庁が長年行ってきた施設整備や事業運営の中で、職員が経験的に培った施設の維持管理や緊急時対応、民間事業者に対する技術的な指導監督などに関する技術や知識については、座学だけでは実践に移すことが難しいことから、各所属が行う現場に応じたＯＪＴ手法を活用して確実に次世代の職員へ継承します。

また、職員が長く企業庁業務を経験することで体得したノウハウのマニュアル化や過去のトラブル対応事例のデータベース化により知識・情報を共有化し、研修などに活用します。

あわせて、平成３３年に企業庁発足６０周年の節目を迎えるにあたり、これまでの事業展開やその中で培ってきた技術などの振り返りを行い、次代に継承していきます。

（ウ）危機管理

自然災害や事故などのあらゆる危機に的確に対応するため、危機の教訓を踏まえた体制等の見直し、施設の耐震化、通信手段や応急復旧用資機材の確保等に取り組むとともに、危機管理マニュアルに基づく訓練などを実施し、職員の危機管理意識や対応能力を向上させることで、ライフラインを担う事業者として安全・安定供給を行っていくための危機管理を推進していきます。

また、災害の早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定を締結する中部圏、近畿圏の府県市とも平時から応援体制や備蓄資機材等の情報共有を行うことで、応援体制を強化していきます。

（エ）資金・資産の管理・活用

資金の運用及び管理にあたっては、不透明感を増す金融市場等の情勢や金利動向を注視しつつ、元本の安全性と流動性を確保したうえで、確実かつ効率的な運用を図ります。

また、水力発電事業の民間譲渡に伴い発生した譲渡対象外資産については、売却が可能なものは順次売却し、売却が困難なものは他会計等への移管を行います。

さらに、水力発電事業譲渡対象外資産以外の未利用資産についても、有効な活用方法を検討していきます。

（オ）経営の品質向上

将来にわたり安全で安定したサービスを提供していくために、市町やユーザーのニーズを的確に把握し、事業環境の変化に即応できる顧客視点の経営を行うとともに、トップマネジメントによる経営の品質管理や業務の継続的改善に努めることで、常に質の高いサービスを効率的に提供し顧客満足の向上につなげていきます。

あわせて、人工知能（ＡＩ）など新たなＩＣＴの技術動向を注視するとともに、今後の活用についても検討していきます。

また、これまで培ってきた技術・ノウハウを生かした新たな事業展開など、時代の要請に応じた経営について、知事部局とも連携しながら検討していきます。

イ　事業運営を通じた地域社会との信頼構築

（ア）情報提供とコミュニケーション

経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすことで県民やユーザーの安心感や信頼感を醸成するため、事業内容や経営に関する情報をホームページ、浄水場公開等のイベント、ユーザーとの協議の場などを通じて積極的に提供し、県民やユーザーとの対話による相互理解を深めます。

（イ）コンプライアンス

県民の皆さんや市町、ユーザー、民間事業者などの関係者から信頼をいただけるよう、法令の遵守や、公正な職務の遂行など企業庁におけるコンプライアンスを推進します。

（ウ）地域貢献

地域の学校教育や社会教育の場として浄水場の施設見学を受け入れるとともに、地域住民の憩いの場として事業の運営に支障が生じない範囲で伊坂ダム及び山村ダムの周辺施設を一般に開放するなど地域貢献を継続して実施します。

また、大規模地震や台風などによる災害が発生したときに備え、今後も給水車や応急復旧に必要な資機材などを確保するとともに、県内市町や近隣府県市と締結した相互応援協定に基づく活動等にも迅速に対応します。

あわせて、市町等と協議を行い、工業用水の消火用水としての利活用や災害時の生活用水への活用を進めます。

（エ）環境配慮

環境にやさしいオフィス活動の取組として、コピー用紙使用量の削減などを推進するとともに、浄水場で発生する汚泥の有効利用やＲＤＦ焼却灰の再資源化により廃棄物の発生を抑制します。また、「三重県庁地球温暖化対策実行計

画」に基づく温室効果ガスの削減に向けて、耐用年数を迎えた機器の更新時には省エネ機器へ転換を図るなど省エネルギー対策に取り組むとともに、既設の太陽光発電設備及び小水力発電設備の効率的な運用を行うことで再生可能エネルギーを有効活用するなど、環境に配慮した事業活動を推進します。

なお、今後の再生可能エネルギーの導入については、既設設備への影響を確認したうえで、再生可能エネルギーの固定価格買取制度や補助事業の活用など採算性も勘案して検討していきます。

（３）活動指標

経営目標	指標	年度										
		H27（現状値）	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
経営基盤の強化	企業庁専門研修開催時間数（時間）	49										
	危機管理マニュアル等に基づく訓練の回数（回）	76										
	資金運用状況（%）	100 以上										
地域社会との信頼構築	イベントを通じた情報発信対象人数（人）	1,038										
	施設見学受入れ件数（件）	135										
	コピー用紙使用量（%）	100										

作成中

第５章　計画の推進

１　進行管理

計画的に事業を実施し、効果的・効率的な事業の推進を図るため、取組項目について成果指標を設定して毎年度の進捗管理を行うとともに、ＰＤＣＡサイクルによる的確な検証・改善を行います。

また、計画内容については、進捗状況の検証結果や経営環境の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

２　外部からの意見聴取

計画の着実な推進のため、ユーザー、有識者などから定期的に事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を聴取し、事業運営に生かしていきます。